









国立市 総合基本計画

第四期基本構想 第2次基本計画



2011年度 (平成23年度) 国立市

国立市平和都市宣言

世界では、いまだに戦争が絶えず、核兵器使用の脅威はいぜんとして消えていません。

私たちは、世界で最初の核被爆国の市民として、世界 の平和の実現のために努力していく責任があります。

この世に、「正しい戦争」などというものはありません。 地球上に、もうこれ以上の血を流してはなりません。

私たちは、あらためてこれまでの戦争と暴力のなかに たおれた多くのひとびとの悲しみと苦しみを思い、自由 で平和な世界の実現のために力をつくします。

新しい千年紀にあたり、私たち国立市民は、平和への 強い意思を世界中のひとたちに高らかに宣言します。

2000年6月 国立市

しょうがいしゃがあたりまえに ^く 暮らすまち宣言

国立市では、これまで、平和を願い、人権を失切にする市民一人ひとりが、しょうがいしゃの「地域で暮らしたい」という思いと向きあってきました。それは、しょうがいのある人もない人も、首分の選んだ地域で、首分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感しあい、支えあい、関わってきた歴史であり、私たち市民の貴重な財産です。

私たち国立市民は、これからも学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、題うなど、暮らしのあらゆる面にわたって、共に出会い、育み合える差別のないまちでありつづけるために、ここに「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」を宣言します。

2005年4月 国立市



国立市長 佐藤 一夫

国立市では、第四期基本構想で掲げた将来像等を実現するため、2011 (平成23)年度から2015 (平成27)年度を計画期間とする第2次基本計画 (後期基本計画)を策定いたしました。

この新しい基本計画では、施策別計画の中に「2015(平成27)年度の数値目標」という項目を新たに設け、計画の進捗状況を毎年測れる仕組みを取り入れました。この新たな仕組みの下、市民の皆様にもわかりやすい行財政運営を図ってまいります。

なお、時局への対応あるいは計画達成に向け、実施計画策定時には、随 時見直しを図ってまいります。

また、私は、「病気になっても、しょうがいを持っても、安心して暮らし 続けられるまちをつくる」ことなどを公約として掲げ、市長に就任いたし ました。この実現に向けても全力で取り組むことを皆様にお約束いたし ます。

最後になりますが、第2次基本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、並びに市議会議員の皆様に、深く感謝申 し上げます。

目次

第四期基本構想

Ι	はじめに ―――		3
П	くにたちの将来像		4
	1. 将来像 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	
	2. 将来像を実現するための四つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
Ш	将来像を支えるために ――――		6
	1. 人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6	
	2. 土地の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	
	3. 推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7	
IV	将来像を実現するために ―――――		9
	ひとを育てる、守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	
	ひとが生きる、暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10	
	まちをつかう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12	
	まちをつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14	
V	おわりに ――――		17

第2次基本計画

第1章	基本記	計画とは 	— 2 ⁻
第2章	計画の	の背景	— 27
第3章	計画の	の目標・施策体系――――	— 37
第4章	施策別	引計画 ————————————————————————————————————	— 4 7
第1節	ひとを	育てる、守る――――	43
	施策]	子育ち・子育てのしやすい環境づくりの推進・・・・・・	44
	施策 2	2 義務教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	施策 3	B 地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	施策 4	1 高齢者の自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	施策 5	5 しょうがいしゃの自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	施策 6	3 文化・芸術活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	施策 7	7 歴史・文化遺産の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	施策 8	3 多文化共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第2節	ひとが	生きる、暮らす ―――――	71
	施策 S	9 地域コミュニティの振興	72
	施策](0 消費生活の安全確保と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	施策 1	1 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	施策 12	2 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	施策 1:	3 スポーツ・レクリエーションの推進・・・・・・・・・	83
	施策]。	4 平和と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	施策]!	5 男女平等と男女共同参画社会の実現・・・・・・・・・・	87

第3節	まちをつ	かう	91
	施策 16	いきいきとした産業のあるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	施策 17	都市農業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	施策 18	安全で便利な移動の確保と交通体系の充実・・・・・・・	98
	施策 19	市有財産の管理と有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	施策 20	生活環境の保全とエコライフの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
	施策 21	ごみの発生抑制と再資源化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	施策 22	防災対策の推進と危機管理体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	施策 23	防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第4節	まちをつ	くる	117
	施策 24	後世に引き継ぐまちなみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	施策 25	都市基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
	施策 26	水とみどりをはぐくむまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
	施策 27	下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
第5節	推進体制]	129
	施策 28	情報の公開と個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
	施策 29	市民参加・協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
	施策 30	効果的・効率的な行政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
	施策 31	健全な財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
	施策 32	議会運営の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141



第四期基本構想

2006~2015 平成18年度~平成27年度





▶⋯⋯⋯⋯ I はじめに ⋯⋯

国立市は、第一期の基本構想で「人間を大切にするまちづくり」を目的に定めました。 それから30年が経ちました。第二期、第三期の基本構想でも大切に守られてきた「人間を 大切にするまちづくり」は、「国立市平和都市宣言」や「しょうがいしゃがあたりまえに 暮らすまち宣言」にもいかされています。

わたしたちは、これからも誰もが安心して暮らすことができ、自然を大切にし、豊かな心をはぐくむ「人間を大切にするまち」をつくっていきます。そのためには、くにたちに暮らす全ての人が、つなぎ・つながるコミュニティのあり方を考えていかなければなりません。なぜなら、コミュニティは「人間を大切にするまち」くにたちの基本的かつ重要な要素だからです。

一方で、くにたちを取り巻く社会情勢や自然環境は、日々変化しています。市民と行政 や議会は、それぞれの立場を理解し、尊重しながら協働していくことが必要です。そのた めには、市民どうしや、市民と行政や議会との情報共有を、より一層充実させなければな りません。

また、市民の声を市政に反映させるために、市民参加や市民参画の場面を増やすことも必要です。大規模な住宅建設、都市計画道路の整備、鉄道の連続立体交差化などによって、くにたちの環境は大きく変わりつつあります。こうした環境の変化についての認識や情報を、できるだけ多くの市民が共有し、自らの問題として考えながら、「人間を大切にするまち」くにたちをつくっていかなければなりません。

「人間を大切にするまち」くにたちの実現は、第四期の基本構想の大きな目標であり、 わたしたちの誇りです。この礎を大切にしながら、市民と行政や議会がともに手をたずさ え、身近な生きものや自然も大切に思い、これからのくにたちをはぐくんでいきます。

国立市第四期基本構想は、10年を期間とします。

そして、未来にむけてくにたちの将来像を実現していきます。



●⋯⋯⋯⋯ Ⅱ くにたちの将来像

1. 将来像

わたしたちは、「文教都市くにたち」を"都市像"として、教育、自然、文化、まちなみ、 つながりを尊重した「人間を大切にするまち」を目指してきました。

人がまちをつくり、人はそのまちに育てられていきます。一人ひとりがその自覚をもち、これまで受け継いできたものをさらに心豊かなものにし、次の世代につなげていかなくてはなりません。わたしたちくにたち市民は、平和に生き、「人間を大切にするまち」を再認識して、「文教都市くにたち」のあるべき姿を見つめ直し、育て、生活に根ざしたものにしていきます。

このことを踏まえ、くにたちの将来像を次のように描きます。

● 人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています

言葉を交わし、あいさつを通じて出会いが生まれ、さらに人びとのつながりがひろがっていきます。そこには互いを認めあい、支えあう想いもあります。くにたちに関わる全ての人びとの自覚と意識と協調が、くにたちをつくっていきます。

● 子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります

子どもたちが、まちかどや路地で楽しそうに遊び、そのそばで立ち話をしている人たちがいます。高齢者もしょうがいしゃも安心して快適に暮らしています。人びとは行き交い、お店や通りは活気にあふれ、みんな楽しく過ごしています。

● 季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

人びとは、四季折々の彩りを楽しみながら心豊かに暮らしています。さまざまな生き ものの暮らしも大切にされています。そこには音楽があり、絵画があり、人びとの語ら いがあり、文化や歴史が息づいています。



2. 将来像を実現するための四つの視点

この基本構想では、くにたちの三つの将来像を実現していくために、市民"ひと"の暮らしと、そのための場所である都市"まち"から見ることとします。自治体をつくる最も基本的なものであると同時に、さまざまな要素から成り立っているひとの暮らしとまちに対し、将来像を実現するための手段"しくみ"として、四つの視点を示します。

四つの視点は織りあわされ、将来のくにたちの全体像をつくります。そして、それぞれ の視点に基づいて行われる事業は、相互の関連や横のつながりを重視して実施します。

● ひとを育てる、守る

福祉、教育など、このまちで人が成長し、そしてこのまちに関わるさまざまな人びと を守っていくための視点です。

●ひとが生きる、暮らす

コミュニティ、平和、人権、日々の暮らしに関わることなど、このまちで生きていく 一人ひとりが安心して暮らしていくために欠かせない視点です。

● まちをつかう

産業、道路、環境、防災など、今のまちを使って賑わいや安全な暮らしにいかしてい くための視点です。

● まちをつくる

景観、自然、都市環境など、まちを形づくるものや、その骨格となる水やみどりについての視点です。



Ⅲ 将来像を支えるために

1. 人口

この基本構想では、人口推計の最大値を参考に、上限を最大8万人とします。

まちの活性化を図り、心地よい生活環境を保つために、急激な人口の増減を避け、あらゆる年齢層がともに支えあうまちを目指します。

2. 土地の利用

国立市は、「人間を大切にするまち」を基本としています。まちづくりの基盤となる土地は、市民の限られた貴重な財産として、将来にわたり有効に活用していく必要があります。くにたちには地域ごとに特徴ある歴史、地形などがあるため、地域の特性を大切にし、土地の利用は「くにたちの将来像」を目標にしていきます。

● 地域の歴史や特徴にあわせた土地の利用

くにたちの歴史、文化、地形、自然を尊重し、便利さだけでなく個性と魅力がある土 地の利用が望まれます。住みやすい都市環境をつくっていくため、地域の状況や提案を 土地の利用に反映させていきます。

● 美しいまちなみを守り、育てる

美しいまちは市民の意識の中から生まれます。美しいまちを守り、育てるには行政が 責任をもち、市民、事業者、関係団体と互いの立場を尊重し、連携、協力していく必要 があります。行政は市民の主体的な活動を支援していきます。

● みんなで話し合ってつくるまち

まちづくりの情報を広く紹介、共有し、市民の知識、経験をまちづくりにいかしていく必要があります。そのためには行政各部課が連携して地域、教育機関、関係団体に働きかけ、市民の関心を高めて互いに話しあい、協力関係のもとに将来を見据えた土地の利用をすすめていきます。



3. 推進体制

国立市は、この場所に住み、学び、働いている人びとが、行政機構と議会をつくることで成り立っています。学校や企業などの法人もまた市の重要な構成要素です。地方分権の進展により、自治体の果たす役割が一層重要になっていく中で、市政の運営は、主権者である市民、およびこのまちで暮らしている全ての人に対しての公平な情報とサービスの提供、市民参加の徹底、先進的かつ効果的な経営を基本にします。

● 情報の保護と共有は基本です

個人情報の保護に最大限の配慮を行いながら、自治体の情報化をすすめ、市民との情報の共有を推進します。あわせて地域社会の情報化を推進します。具体的な計画の立案や施策の実施にあたっては、その情報をわかりやすい形で即時公開することを原則とします。

● 市民参加をすすめます

各事業の計画、実施、検証のそれぞれの段階で可能な限り市民参加の機会をつくり、 公平で開かれた行政を推進します。そして、参加する市民にも多様な価値観を相互に尊 重すること、市民相互そして行政との合意形成への努力などが求められます。市民との 信頼と協力を基本に、市民参加をすすめ、くにたちはこうあってほしい、という市民の 想いを実現していきます。

● 効果的な行政経営を行います

公共と民間の仕事の範囲を的確に見定め、計画的な財政運営と健全で効率のよい行政 経営を行うとともに、地方自治の担い手である職員の資質向上に努めます。

- *組織は、社会の変化に迅速に対応するため極力簡素化し、定員、組織、事務分掌を 常に見直していきます。
- *施策の目的達成のために総合的な調整を行い、担当所管と実施責任を明らかにした 上で、関係所管は緊密に連携して施策を実行します。
- *公共サービスを向上させるため、必要に応じて他の自治体や行政機関と協力して、 広域行政をすすめていきます。
- *わかりやすい形で事務事業の成果を公表し、市民や外部の専門家による評価を実施します。



- *産業の振興などによる地域の活性化で、税収など自主財源の安定を図ります。
- *市民との協働と情報公開を基本に、将来の公共サービスのあり方と範囲を検討し、 民間の非営利組織や事業者の適正な活用、外郭団体の見直しなどを速やかに実施し ます。
- *地域の実態に即して、主体的かつ専門的に事務事業をすすめていくために、自主研究や研修の奨励、適正な人事評価などを行い、積極的、意欲的な職員を育成します。



···········Ⅳ 将来像を実現するために

将来像を実現するための四つの視点に基づいて、次のような方向で施策をすすめます。

ひとを育てる、守る【教育、子育ち・子育て、福祉、文化】

古くからこの地域にあった子どもたちが育つ環境を守り、支えていくことは、これからも受け継いでいきたい想いの一つです。少子社会では特に、子どもが自ら育つ環境を整えつつ、子育て世代が孤立しないように地域で支えあっていくことが必要です。また、しょうがいしゃ、乳幼児、高齢者などあらゆる立場の人びと、くにたちに関わるさまざまな人びとが、居心地がよい、住み心地がよいと感じるまちにしていきます。

● 子育ち・子育てがしやすい環境をつくる

同世代はもちろん、世代を超えて子育ての話をしたり、聞いたりできるような交流の場をつくり、孤立しがちな子育て世代を地域で支えます。また、あらゆる家庭で子育ち・子育てがしやすい環境づくりを目指します。

- *子どもに関わる施策についての総合窓口を設置します。
- *子どもに関わる事業に子どもの声を取り入れ、参加・参画の機会を設けます。
- *子どもの居場所をつくるなど、安全で充実した環境をつくります。
- *子どもや子育ての情報を得やすくし、子育てのネットワークをつくります。
- *仕事と両立しながら子育てができるように、職場にも働きかけていきます。

● 地域で学校を支える

子どもたちは一日の生活の多くを学校で過ごしています。学校での時間が充実していることは、子どもが育っていく上で大切です。学校教育の環境を整備し、質を向上させていくためにも、子ども、保護者、学校、地域が一緒になって学校を充実させていくことが必要です。また、しょうがいしゃ、高齢者、いろいろな世代の人たちと日常的にふれあい、関わりあいがもてるような学校づくりをしていきます。

- *幼児教育と学校教育、あるいは学校間の連携を図ります。
- *学校の情報を積極的に公開します。
- *学校施設と設備を広く開放し、地域コミュニティの起点とします。



- *子どもにそなわる可能性を引き出し、命の尊さを学び、生きる力を育てていきます。
- *健康なからだや生活を支える「食」について学ぶため、体験の場をつくるなど地域、 家庭、学校が協力していきます。

● しょうがいしゃにとっても、高齢者にとっても、やさしさのあるまち

人は立場を変えてみることではじめて、何がどのようにあってほしいかに気づきます。 しょうがいしゃや高齢者の視点や考えを共有しながら、その人がその人らしく暮らし、 地域の人びととともに生きる社会を築きます。また、それを支えるバリアフリーを整え ます。

- *全ての人に、その人が望む自立を支援します。
- *生きがいをもって暮らせるように、学習と就労の場を設けます。
- *地域医療との連携を図ります。
- *互いが支えあうボランティアの心を育てます。
- *必要としている人の立場に立ったバリアフリーを図り、誰にとっても使いやすいまちをひろげます。

● くにたちの文化を受け継ぎ、つくる

祭り、伝統行事、文化財などこれまで培われてきた文化は、大切に守り、後世に残していかなくてはなりません。また、音楽、美術などにかこまれた、生活に潤いのある環境も、くにたちにとって貴重な財産です。こうした有形無形の文化を絶やさないよう伝え、さらに創造していきます。

- *文化財を守り、残すとともに活用していきます。
- *子どもたちにくにたちの自然や歴史、祭りや伝統行事を伝えていきます。
- *市民の文化活動を積極的に応援します。
- *いろいろな国の人びととともに暮らし、文化をひろげます。

ひとが生きる、暮らす【生活、健康、平和と人権】

市民一人ひとりが、いきいきとした暮らしができるようなまちにしたい。そのためには、 市民どうしのよい関係が保たれること、心もからだも健康でいられるような環境が大切で す。



● 元気なコミュニティをつくる

現代は、人と人の関係が希薄になっているといわれています。ここ数年の自然災害などから、人と人とのつながりが大切であることが再認識されています。時代にあった、地域やそれぞれの個人にあった交流やコミュニティが求められています。親しみやすく、楽しく、活発になるようなコミュニティを考えます。

- *地域や世代をつなぐ環境を整えます。
- *コミュニティのための情報を提供し、交流の機会と場を充実させます。
- *地域や近隣どうしで、安全や安心をつくるしくみを考えます。
- *子ども、高齢者、しょうがいしゃ、いろいろな国の人びととの交流を、さらに充実 させます。
- *暮らしの中で必要な情報を市民と共有するとともに、消費生活や法律などに関する 相談体制を一層充実させます。
- *いろいろなコミュニティなどが活動しやすい環境を整えます。

● 心とからだの健康を応援する

心身ともに健康であることを目標に、市民が自らの健康を管理し、改善できるような環境をつくります。そのために、健康に関する知識や情報を提供するだけでなく、市民の参加によって地域の健康づくりに関する計画をつくり、行政各部課が協力して実施していきます。さらに、余暇をいかした活動を通じ、共通の趣味でつながるコミュニティづくりを応援します。

- *心とからだの健康について、相談できる場を充実させます。
- *予防医療や予防介護を充実させます。
- *身近な生きものを大切にし、命の尊さを学びます。
- *いつでも、誰でも、どこでも、気軽に運動ができる環境をつくります。
- *食品、水、空気を安心して口にできる環境を維持します。
- *心のバリアフリー化をすすめます。

● 学びで人が出会い、つながる

市民一人ひとりが主体的に学び、活動することによって、誰もが生きがいのある暮ら しをおくることができる環境を整えます。また、多様な学びの場で人材を育成し、豊か なコミュニティ活動をはぐくみます。



- *いつでも、誰でも、どこでも、気軽に学ぶことができる環境を整えます。
- *市民向け講座を充実させ、気軽に学び、活動できるしくみを考えます。
- *くにたちに関わる人材を活用するとともに、学習の成果を地域にいかすしくみを考えます。
- *大学や専門学校などの高等教育機関との連携を図り、系統的・専門的学習を充実させます。
- *公民館や図書館などの社会教育施設、学校などの教育機関と、市民の自主的な活動 との連携をすすめます。

● 平和と人権を市民とともに考える

平和であること、差別や偏見がないことは、人が生きていく上であたりまえのことです。どんな立場の人とも理解しあえるようにするまちにしていくことが大切です。日々の生活でも、一人ひとりが視点を変え、立場を変えて見ることで、互いを認めあう環境をつくります。

- *一人ひとりが、互いの存在を大切に考えます。
- * どんな立場の人も、あたりまえに暮らすことができるまちにします。
- *保護者、地域、行政が見守る中で、子どもが自分らしく育っていくことのできる環境を整えます。
- *男女がともに支えあい、互いに尊重し、いきいきと活動できる地域づくりをします。
- *一人ひとりが平和に生きることができるまちをつくり、平和への強い意思を世界に 発信していきます。

まちをつかう【産業、道路、環境、公共施設、防災】

まちは、市民の自由で活発な活動が行われる舞台です。先人が築いてきた景観、都市の 基盤、公共施設、人材などの地域資源をいかして、全ての人がいきいきと楽しみ、学び、 暮らすことができる安全で安心なまちをつくります。

● 働く人と働く場所のために

風格ある都市景観をもち、身近に文化や芸術を感じられるくにたちは、多くの人をひきつける魅力をもっています。身近な商店や産業を大切にして商工業を活性化し、新しい産業の創出を図り、積極的に企業を誘致するとともに、このまちで仕事を始める人や、



その意欲のある人を応援します。

- *くにたちの個性をいかして、たくさんの人が訪れる賑わうまちをつくります。
- *行政は、消費者や事業者と協働で、地域に根ざした産業振興を計画的にすすめます。
- * 商店街では、人が歩きやすいようにみちを整備します。
- *農業体験、地元農産物の流通支援などをすすめ、都市農業を発展させます。
- *NPO活動の活性化を図るとともに、高齢者の知識や経験をいかす場をつくり、市 民の積極的な社会参加を支援してまちの活性化を図ります。

● 人と自然にやさしい、誰もがつかいやすいみち

歩行者が安全に行き交うことを基本に、公共交通や自転車を重視し、市民参加で道路 を誰にでも使いやすいものにしていきます。

- *都道や国道などの歩道が狭い場所については、改善を求めていきます。
- *コミュニティバスくにっこをはじめ、事業者とも協力して公共交通を充実させます。
- *自転車で移動しやすいみちや駐輪の場所を確保し、自転車と調和した違法駐輪のないまちをめざします。
- *幹線道路から住宅街への通過車両の流入を抑制します。
- *安全な通学路や散策が楽しめるみちを確保します。
- *雨水を浸透させ、みどりを植えて自然にやさしいみちをつくります。
- *道路をつくることにより、地域コミュニティや水とみどりが分断されないよう配慮 します。

●よい環境をつくっていくために

近隣市、東京都、国とも協力して、ごみや環境問題の解決にむけた効果的な施策を実施し、自然環境の回復、復元に努めます。

- *水、大気、土壌などの汚染、騒音、振動などを防ぎます。
- *資源やエネルギーを大切にし、ごみの発生を抑え、リサイクルを推進します。
- *公園や公共施設では生態系をいかした管理を行い、多くの生きものが住む豊かなみ どりを守ります。

● 公共施設などをよりつかいやすくする

利用者の時間や生活範囲のひろがりを踏まえ、公共施設などをより一層使いやすいも



のにしていきます。

- *公共施設の利用時間などの見直しや改築などは、可能な限り市民参加ですすめます。
- *近隣市との施設の相互利用などをすすめます。
- *老朽化した公共施設の補修や建て替えを計画的にすすめます。
- *図書館や公民館などは、利用者の視点に立って、使い方、開館日、時間などの見直 しをすすめます。
- *大学、専門学校、高校などと連携し、施設の利用や開放についての協議をすすめ、 実施していきます。

● 安全で安心なまち

市民の生命と財産を守るため、災害に強い安全で安心なまちを目指します。

- *学校などの敷地は、防災、都市景観、みどりなどの大切な拠点として、所有者との 合意のもとに保全に努めます。
- *電線の地中化をすすめ、道路上の構造物を少なくして人が歩きやすく、防災機能が 高いみちをつくります。
- *市内の全ての道路を緊急車両が入れるように整備をすすめます。
- *安全で安心なまちをつくるため、地域活動の充実を図ります。

まちをつくる【景観、自然、都市環境】

全ての人が安全で快適に過ごせることは、まちづくりの基本です。市民と行政が協力して、人びとに愛されるまちなみを守り育て、心のやすらぎとなる水やみどりをはぐくみ、市民が誇りをもっていつまでも住み続けたいまちをつくります。

● 心に残る美しいまちなみをつくる

くにたちには時代を越えて、多くの市民の努力でつくられた大学通りの景観や、歴史のあるみどり豊かな社寺林、やすらぎを与えてくれる農地などさまざまな風景があります。この美しい、市民の心の豊かさを支える原風景をいつまでも守り、後世に引き継いでいきます。

- *いつまでも心のふるさととして季節ごとに思い出すことのできる、美しい原風景を 残していきます。
- *郷土の歴史を学び、美しいまちなみを市民共有の財産としてはぐくんでいきます。



- *市民が誇れるまちなみや住環境を守るため、開発や建築については景観や周辺環境 との調和を大切にします。
- *まちなみの大切な要素として、時代を越えて地域にはぐくまれてきた建物や樹木は、 所有者の協力を得て保全していきます。
- *市民参加により策定された「国立市都市計画マスタープラン」や「国立市緑の基本 計画 | を実現していきます。

● 水とみどりをはぐくむ

都市環境の向上や防災空間に役立ち、市民に四季の訪れを告げ、ゆとりとやすらぎを 与えてくれる、いきいきとした水とみどりをはぐくみます。

- *市民の憩いの場となる公園、緑地を確保し、それぞれの特徴をいかした整備をすすめ、個性あるみどりをはぐくみます。
- *社寺林、屋敷林、ハケのみどり、農地、水路、集合住宅、教育施設、公共施設のみ どりを保全していきます。
- *公共施設は、地域ごとに特色のある樹種や密度に配慮した、質の高いみどりをはぐ くみます。
- *暮らしに潤いを与えてくれる川や湧水は、水と親しみ、生きものとふれあう環境として守り育てます。
- *地下水や湧水を大切にするために、水循環に関する計画をすすめていきます。
- *水とみどりに関する市民の理解、協力を得るため、行政が率先して公共施設の緑化 に取り組んでいきます。
- *みどりが多く、静かなたたずまいの住宅地を奨励していきます。

● みんなでつくるまち

一人ひとりがまちをつくり、守り育てていく意識が大切です。地域の人材や市民の知識と経験をいかして、市民と行政の協力により、世代を超えて住み続けたいまちをつくります。

- *市民参加により、地域の環境に調和したまちづくりをすすめます。
- *都市基盤整備は、地域の特性に応じて、水とみどりを大切にしたまちをつくります。
- *道路の整備は、地域の理解を得て、周辺環境に配慮し、近隣市、東京都、国と調整 してすすめます。
- * I R中央線国立駅周辺は、受け継がれてきた景観を大切にします。鉄道の高架化の



機会をいかして南北の一体化、高架下の活用、駅周辺のまちづくりを図り、市民生活と結びつき、賑わいと魅力がある商業空間とします。

- *清化園跡地を含む南部地域は、周辺住民の提案を尊重し、環境に配慮した整備をす すめます。
- *独立行政法人都市再生機構などの集合住宅が建て替えられる場合には、周辺環境への影響、緑地の確保、住環境の向上を図り、新たな住みやすいまちをつくっていきます。
- * J R 南武線の駅周辺は地域の拠点となる商業空間とし、将来の鉄道の高架化を想定して交通の円滑化を図り、地域が一体となるまちづくりをすすめます。



⋯ V おわりに ⋯⋯

私たちが生きている時代は大きな転機を迎えているといわれます。グローバリゼーションと呼ばれる地球規模での市場化や文化・制度の均質化、そのもとでの新しい国家像・自治体像が模索され、多くの改革が国民・市民と行政との関係を積極的に見直す新しい公共性のあり方を提起しようとしています。

第四期となる国立市の基本構想も、こうした時代状況のもとで策定されました。過去の基本構想のいずれにおいても「市民一人ひとりが自ら参画すること」の重要性が強調されています。いま、新しい公共性のあり方が模索されている状況のもとでますます、まちづくりへの市民の主体的で積極的な参画が求められています。

その意味で、この基本構想の策定にあたって行政内部で作成した「国立市基本構想検討委員会報告書」とともに、はじめて市民に呼びかけて作成された「ぷらっとくにたち提案書」が審議のための基礎資料とされたこと、また市民の意見を聴く会が各地域で開催され、多様な方法で市民の意見を反映する努力が払われたことは、基本構想を策定する段階から積極的に市民の参画を求めた重要な事例であるといえましょう。

ここに、行政と市民との協働によって第四期基本構想が策定されたことを誇りとし、その実現に向けてさらに大きな協力が生まれることを期待したいと思います。



第2次基本計画

2011~2015

平成23年度~平成27年度

第1章

基本計画とは



- 1. 基本構想・基本計画・実施計画とは
- 2. 計画の位置付け
- 3. 計画期間
- 4. 計画策定に当たって
- 5. 計画書の見方



1. 基本構想・基本計画・実施計画とは

■ 基本構想

基本構想は、市政の長期にわたる経営の根幹となる総合計画です。計画期間は一般的に10年以上とされています。

市では、1976(昭和51)年に第一期基本構想を策定したのち、「人間を大切にするまち」を基本理念として継承しながら、これまでに四期の基本構想(計画期間はいずれも10年)を策定してきました。



■ 基本計画

基本計画は、基本構想において掲げる将来像等を実現させるため、その施策や根幹的事業を示す もので、基本構想の下位に位置づけられます。

基本構想の計画期間が10年の国立市では、第1次、第2次、それぞれ5年を計画期間とする基本 計画を策定しています。

■ 実施計画

「実施計画」とは、基本計画において定められた施策の大綱を現実の行財政の中で、どのように 実施していくかを明らかにするものです。実施計画の期間は3年で、1年を経過するごとに検討を 加えて修正し、さらに3年の計画を策定しています。

■ 基本構想・基本計画・実施計画関連図

基本構想 (10年) 第1次基本計画 (5年間) 第2次基本計画 (5年間) 実施計画 (3年間) → 毎年ローリング



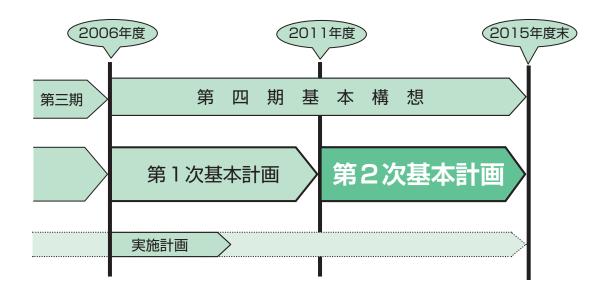
2. 計画の位置付け

この計画は、中長期の視点から計画期間内に市が行う施策の方向や取組み内容を示すものです。 したがって、総合的な市政運営の中心的役割を果たす計画として、実施計画の策定及び事業実施の 基本となります。

また、分野別計画(「国立市緑の基本計画」など)についても、基本計画を補完・具体化してい くものと位置づけ、基本計画との緊密な連携を図りながら策定あるいは実施していきます。

3. 計画期間

2011 (平成23) 年度から2015 (平成27) 年度の5年間とします。



4. 計画策定に当たって

(1) 行政評価システム手法の活用

第2次基本計画の策定に当たっては、2006(平成18)年度から本格的に実施している行政評価システムの手法を活用し、施策の成果を測る指標の設定等を行いました。今後も行政評価システムと連動させ、基本計画の達成度を毎年度チェックしていきます。

(2)第1次基本計画総括

第四期基本構想の後期計画である第2次基本計画の策定に当たり、前期計画に当たる第1次基本計画で記されていた事業計画の進ちょく状況のチェックを行うなど、第1次基本計画の総括を行いました。



(3) 政策ビジョン検討プロジェクトチーム報告書の具現化

次代を担う若手・中堅職員を中心に、各部からの選出・公募による20名のメンバーで発足した政策ビジョン検討プロジェクトチームより、平成22年4月22日、基本構想の目指す「人間を大切にするまち」づくりと国立市の将来像の実現や新たな政策課題の解決に向けて、第2次基本計画の計画期間に重点的に取り組むべき具体性のある「政策ビジョン」の提言を受けました。

この「政策ビジョン」の具現化を目標に企画会議等で検討を重ね、基本計画を策定しました。

5. 計画書の見方

【施策】

施策番号と施策名です。

【めざすまちの姿】

2015 (平成27)年度に目指すまちの姿です。

【施策の目標】

めざすまちの姿の実 現に向けた施策の目標 です。

【数値目標】

施策の目標の達成度 合を測定するための現 状値と、2015(平成27) 年度の目標値です。 ※現状値について年度

の明記がないものは、 2009 (平成21)年度の数 値です。

【用語解説】

文中で専門用語を使用している際は、欄外に説明を付記しています。



ごみの発生抑制と再資源化の推進

めざすまちの姿

EPR *1 を柱としてごみの発生が抑制され、また、ごみが適正に処理され、環境負荷の少ない循環型社会 *2 が築かれています。

施策の目標

- 1人1日当たりのごみの総排出量を減らします。
- 総資源化率(集団回収を含む)を向上させます。
- ■埋め立てごみ量を()(ゼロ)にします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	1人1日当たりのごみの総排出量	839.9 g	786.9 g
イ	総資源化率(集団回収を含む)	35.8%	40.0%
ウ	埋め立てごみ量 [年間]	23 t	0 t

【目標値設定の根拠】

- ア. 国立市循環型社会形成推進基本計画で掲げている目標に基づき設定しました。
- イ. EPRの推進により新聞、ペットボトル、トレイ等を販売店に返却することを促します。これ により、市の回収率が下がるため総資源化率は下がりますが、生ごみやその他の紙ごみの資 源化を積極的に進めていきます。目標値は、多摩地域の平均(36.7%)より高い水準の40.0% としました。
- ウ. 埋め立てごみの処分方法改善により O t を目標としました。
- ※1 EPR: Extended Producer Responsibilityの略。拡大生産者責任のこと。生産者が使用済み製品を回収しリサイクルまたは処理までの責任を負うことを指します。
- ※2 循環型社会:廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により循環資源 として利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑 制される社会。

【施策の現状と課題】

施策における現状と 対処すべき課題をまと めたものです。

【施策の目標を達成するための取組み】

(1)、(2)…が施策の目標を達成する ための体系を示しています。また、各体 系内に取組み内容を記載しています。

施策の現状と課題

国立市のごみの排出量は、近年減少傾向にあり、国立市循環⁷ 会形成推進計画で掲げる2010 (平成22) 年度目標を2009 (平成21) 年度時点で達成しました。

しかし、限りある資源や最終処分場への負荷の軽減、リーイクルにも新たなエネルギーの使用や運搬による二酸化炭素の排出などの環境負荷がかかることを考えると、今後は、EPRを柱として発生抑制に重点を置いたごみ減量施策に取り組み、循環型に会を目指さなければなりません。そのためには、ごみにかかわる主体となる市民(排出者)・ ・ ・ ・ 東者(製造・販売等)・市(行政)がそれぞれの責務に応じた対策を行う必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

ごみの発生抑制と再資源化の推進

(1) EPRを柱とした発生抑制

- 事業者に対し、容器包装等の自主回収を求めていきます。また、環境に配慮した商品づくりや販売方法を求めていきます。
- 家庭ごみの有料化を行い、市民にごみの発生抑制、販売店への返却を求めます。

(2) 再資源化の推進

- 生ごみなどの再資源化の方策を検討します。
- 資源ごみの自己処理ルートを開拓します。

(3) 環境負荷の少ない処理の推進

● ごみの処分方法を改善し、埋め立てごみ 0 (ゼロ) を目指します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】一人ひとりが家庭にごみとなるものを持ち込まず、販売店に返却できるものは返却し、 やむを得ず排出するものは分別を徹底する。

【事業者】EPRを推進する。

【地 域】ごみ問題を通じたコミュニティの活性化を行う。

【 市 】 ごみ減量に向けEPRの推進に努める。ごみの減量とリサイクルの推進、適正なが

【 国 】EPRを法制化する。

施策の目標を達成するための基本事業

- 常 E P R 啓発事業
- ☆ 家庭ごみの有料化
- ※埋め立てごみ 0 (ゼロ) 事業

~ 関連する計画 ~

* 国立市循環型社会形成推進基本計画

【目標達成に向けての役割分担と市民への期待】

今計画から新たに定めた項目です。

施策の目標を達成するための役割をすべて 行政が担うことは、莫大な市民負担へとつながり、また不可能です。

協働推進の視点と自助・共助・公助の考え方から、行政の担う役割と、市民・地域・事業者等の方々にお願いしたい役割の分担を記しています。

【施策の目標を達成するための基本事業】

施策における基本と なる事業です。

【関連する計画】

施策と関連する市の 計画です。

【参考データ】

必要に応じ、記載内容に関連するデータを 掲載しています。

第 2 章

計画の背景



- 国立市の課題
 (政策ビジョン検討プロジェクトチーム 報告書より)
- 2. 計画の指標(フレーム)



1. 国立市の課題(政策ビジョン検討プロジェクトチーム報告書より)

国立市第四期基本構想のまちづくり実現するための課題や取組みについて、この基本計画では32 の施策ごとに掲げていますが、基本計画策定に先立ち、政策ビジョン検討プロジェクトチーム(5 ページ参照)が第2次基本計画の計画期間内に取り組むべき具体性のある「政策ビジョン」を導き出す過程において、国立市の抱える6つの課題を抽出しました。

国立市の6つの課題

- ① コミュニティの再生
- ② 高齢者・しょうがいしゃ・子ど もが住みやすいまちづくり
- ③ 国立ブランドの向上
- ④ 地球温暖化等への環境対策
- ⑤ まちづくりを担う人材の育成
- ⑥ 適 "財" 適所



① コミュニティの再生

国立市における自治会加入率は30%とも言われ、コミュニティが希薄化しています。

コミュニティが希薄化すると、防災時や防犯面において支障が生じるなど、地域活動を行う上でさまざまな弊害が生じます。また、地域で活動することが多い高齢者にとって、コミュニティは情報交換の場や技術や経験を発揮できる場であり、健康維持の場や、生きがいの場となることもあります。

このように、コミュニティの果たす役割は大きく、コミュニティを育む施策の展開を行い、コミュニティ力の向上を図っていく必要があります。

② 高齢者・しょうがいしゃ・子どもが住みやすいまちづくり

今後、さらなる高齢化が進み、国立市における老年人口(65歳以上の人口)比率は、さらに増加すると推測されています。このような高齢社会に対応するため、元気な高齢者を増やすことが必要です。そのためには、高齢者の活動の場や集えるような場の提供をすることなどが必要となります。市内に住むしょうがいしゃは増加傾向にあるため、しょうがいしゃが安心して暮らせる環境づくりを行っていくと同時に、就労の場の確保・創出等を行う必要があります。

少子化は高齢化とともに社会問題となっていますが、国立市における年少人口(15歳未満の人口) 比率はさらに減少すると推測されています。今後は、子どもをきっかけとしたコミュニティづくり のための仕掛けなど、子ども施策のさらなる充実を図ることが必要です。

③ 国立ブランドの向上

国立市には、大学通りに代表される美しい街並みがあり、また、「国立」というイメージのよさがあります。しかし、小売店舗数を見ると、700店舗(平成6年)から568店舗(平成16年)と、10年間で20%近く減少しています。(統計くにたち平成12・17・20年版より)

今後、店舗の減少を食い止め、まちの文化的価値を高めるとともに、労働人口も確保するため、 景観・環境に配慮した土地利用を行い、個々の店舗の魅力を高め、国立ブランドとして発信してい く必要があります。

④ 地球温暖化等への環境対策

この100年で地球の平均気温が0.74℃上昇しています(気象庁ホームページより)。平均気温の上昇は、氷河の融解や、海面上昇を引き起こしています。また、地球温暖化は、異常気象の要因ともなっています。

国立市では、地球温暖化対策事業の展開をはじめ、農地保全の方策、雨水循環のための新しい取組み、ごみ減量や資源化の推進、環境に配慮した交通システムづくりなどの取組みが必要です。

⑤ まちづくりを担う人材の育成

近年、行政に求められるニーズが多様化・高度化し、行政だけでは業務が担いされなくなってきています。現在、NPO等の市民団体と協働で事業を展開しているものもありますが、さらなる協



働推進を図り、市民と行政の役割分担を明確にする中で市民自らの手で事業を推進することも必要となってきます。

そのためには、上記のような事業の担い手となってくれる市民の育成が必要であると同時に、行 政職員も高いコーディネート能力・対話能力を有する公務員へとなっていく必要があります。

⑥ 適 "財" 適所 (※)

国立市では、扶助費の増加や国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への繰出金が多いことなどにより、財政は硬直化しています。

また、国立市の公共施設は他市に比べて老朽化率が高く、20年後には19施設が耐用年数を超えることから、計画的な補修や建替えが必要となります。しかし、今後の財政状況を鑑み、例えば、施設の多目的化を図っていくことも必要です。

以上のことから、今後、市政を運営していく上で、税収増(徴収率の向上も含め)や行政運営の 効率化にさらに取り組むと同時に、市民に対してもサービス内容に応じた適正な負担を求めること や、国や都が対応すべき事業や負担すべき費用は、対等な関係の中で意見を表明していく必要があ ります。

※ 適 "財"適所…限られた「財 | を適所に充てることから、あえて「財 | としています。

国立市の課題を解決するための主な施策

① コミュニティの再生

⇒ 施策 3 地域福祉活動の推進

施策 9 地域コミュニティの振興

施策29 市民参加・協働の推進

② 高齢者・しょうがいしゃ・子どもが住みやすいまちづくり

⇒ 施策 1 子育ち・子育てのしやすい環境づくりの推進

施策 3 地域福祉活動の推進

施策 4 高齢者の自立の支援

施策 5 しょうがいしゃの自立の支援

③ 国立ブランドの向上

⇒ 施策16 いきいきとした産業のあるまち

施策17 都市農業の推進

④ 地球温暖化等への環境対策

⇒ 施策20 生活環境の保全とエコライフの推進

|施策21| ごみの発生抑制と再資源化の推進

施策26 水とみどりをはぐくむまち

⑤ まちづくりを担う人材の育成

⇒ 施策29 市民参加・協働の推進

|施策30| 効果的・効率的な行政運営の推進

⑥ 適 "財" 適所

⇒ 施策19 市有財産の管理と有効活用

|施策30| 効果的・効率的な行政運営の推進

施策31 健全な財政運営



2. 計画の指標(フレーム)

(1)人口

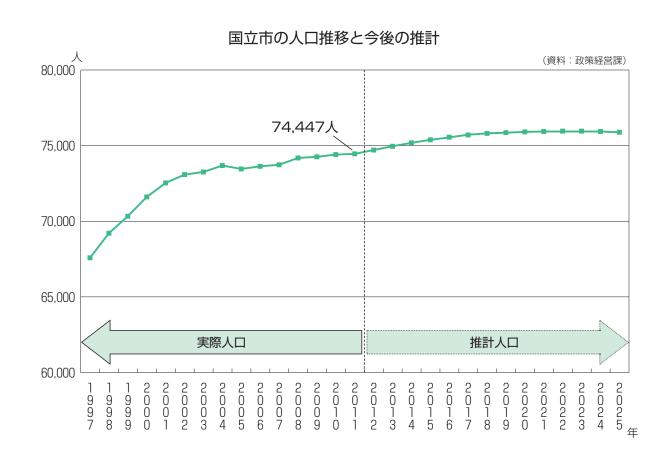
○ 計画人口は、76,000人とします。

○ 人口の推移と将来人口予測

国立市の人口は2011(平成23)年1月1日現在、74,447人(外国人登録者を含む)であり、ここ 10年間で微増しています。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じていますが、国立市では、今後の住宅の建築状況等、国立市の地域特性を加味する中では、2020(平成32)年前後まで人口は 微増し、その後、緩やかに減少すると見込んでいます。

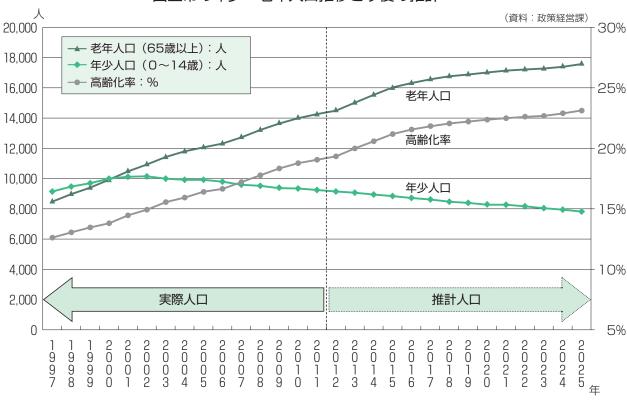
しかし、少子高齢化は今まで以上に進むものと考えられます。高齢化率(65歳以上の人口の割合)は今まで以上に高くなると見込まれ、2011(平成23)年1月1日現在、19.1%の高齢化率は、現基本計画の終了する2015(平成27)年度末には21.5%前後に、2025(平成37)年には23.2%前後になると見込まれます。同時に、2003(平成15)年以降減少を続けている年少人口(15歳未満の人口)もさらなる減少が見込まれ、2011(平成23)年1月1日現在、9,198人の年少人口は、現基本計画の終了する2015(平成27)年度末には8,700人前後に、2025年には7,800人前後になると見込まれます。

今までの市政運営においても、少子高齢化は大きな課題とされてきましたが、上記のとおり、今後はさらなる少子高齢化が見込まれるため、財政的な負担の増加への対応も含め、一層の対応が必要となります。

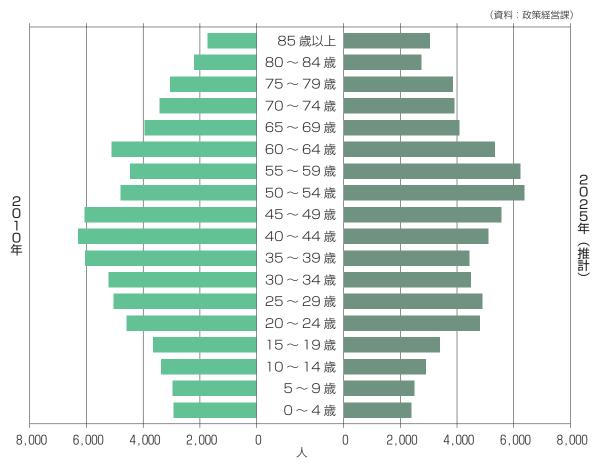




国立市の年少・老年人口推移と今後の推計



2010年と2025年の国立市年齢別人口(人口ピラミッド)







(2)財政収支の見通し

将来像の実現のため、着実に基本計画を推進していくには、中長期的な見通しに立った財政計画の策定が重要になります。

財政計画は、基本計画の実効性を担保する歳入・歳出の両面における先行的な見積りであり、今後の経済情勢や財政状況等を勘案し、計画期間における安定的・効率的な財政運営を図るものです。 なお、財政見通しにあたっては、現行の税財政制度を踏まえて推計しました。

■歳入

①市税

2012 (平成24) 年度の年少扶養控除廃止、2012 (平成24) 年度・2015 (平成27) 年度の固定資産税の評価替えなど、税制改正の要素や最近の実績等を参考に推計しました。

年少扶養控除廃止の影響額は、2012(平成24)年度以降で約2億円の増を見込んでいます。

②地方交付税·譲与税等

普通交付税は、2010(平成22)年度に交付団体になり、2011(平成23)年度以降も大幅な税収増は見込めない状況であることから、交付されるものとして推計しました。利子割交付金・譲与税等については、東京都の見込みを参考に推計しました。

また、臨時的措置である普通交付税の臨時財政対策債への振替えについては、継続されるものと して推計しました。

③分担金・負担金及び使用料・手数料

過去の実績等を参考に計上しました。

④国庫支出金·都支出金

経常歳入については、扶助費等の伸び率を参考に推計し、事業計画の財源を合算して計上しました。

⑤市債

現行制度を前提に、事業計画に伴う起債に加え、各年度に臨時財政対策債の発行を含み計上しました。

⑥**その他**

財政調整基金・公共施設整備基金・職員退職手当基金・高齢者福祉基金・鉄道連続立体交差化整備基金・母子家庭等の自立及び子育ち支援基金・道路及び水路の整備基金の活用を計上しました。

kunitach

■歳出

①人件費

行財政改革の効果を見込み、定員管理計画に基づき算定しました。 また、定年による退職手当額を加算しました。

②公債費

償還計画額に、各年度の事業計画に伴う起債の償還額を加え、過去の実績等を参考に計上しました。

③繰出金

特別会計の収支の健全化に留意し計上しました。

④普通建設事業費

終盤を迎えた中央線連続立体交差事業のほか、都市計画道路3・4・10号線整備事業、庁舎及び 公共施設耐震改修事業などを見込んでいます。

⑤扶助費、物件費、補助費等、その他

過去の実績等を参考に推計し、計上しました。

■その他

長引く景気低迷等の影響もあり、地方財政の枠組みについては、なお先行きに不確定要素があります。

今後の動向によっては、計画を大幅に変更せざるを得ない可能性もありますが、推移を見ながら 国・東京都へ制度についての要望を行うとともに、行革の上積みなどにより対応していきます。



■一般会計の財政計画(収支見込)

単位:億円

年度		2011年度(平成23)	2012年度(平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度(平成26)	2015年度 (平成27)	合	計
区	分	金額	金額	金額	金額	金額	金額	構成比
	市税	139	138	138	139	137	691	52.3%
	地方交付税・譲与税等	14	14	14	14	14	71	5.3%
	分担金・負担金	2	2	2	2	3	12	0.9%
歳	使用料・手数料	5	5	5	5	5	24	1.8%
	国庫支出金	33	35	37	38	46	188	14.3%
入	都支出金	38	35	37	35	31	175	13.3%
	市 債	12	19	21	23	22	96	7.3%
	その他	15	11	12	10	15	63	4.8%
	合 計 A	257	259	266	266	272	1,320	100.0%
	人 件 費	47	46	47	46	45	231	17.1%
	扶 助 費	68	69	71	73	74	354	26.2%
	公 債 費	18	17	17	18	17	87	6.4%
歳	物 件 費	40	39	39	37	37	192	14.2%
	補助費等	26	25	25	24	25	125	9.2%
出	繰出金	39	41	42	42	43	206	15.2%
	普通建設事業費	16	26	32	32	38	144	10.6%
	その他	3	3	3	3	3	15	1.1%
	合 計 B	258	266	275	275	281	1,355	100.0%
	形式収支 A - B	-1	-7	-9	-9	-9	-35	
	世代のための国立市行財政健全化 ラン2015 (案)による収支改善額	1	7	9	9	9	35	

- ●歳入の「その他」には、財政調整基金及びその他基金の活用額を含みます。
- ●各年度の歳入・歳出には、2011 (平成23) 年度実施分の次世代のための国立市行財政健全化プラン2015 (案) による収支改善額を含みます。
- ●各欄ごとに四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

第四期基本構想で掲げる3つの将来像を実現していくには、以上のような国立市の現状を踏まえたうえで、社会・経済環境の変化や、国が行う法律や制度の新設・変更などにも対応していく必要があります。

また、市政を取り巻く環境は刻々と変化していることから、現状を常に把握・分析し、発生する 課題に的確に対応していくことが求められています。

それぞれの施策の現状と課題は、各項目で示しています。

第 3 章

計画の目標・ 施策体系





計画の目標・施策体系

国立市が第一期の基本構想以来継承してきた「人間を大切にするまち」を基本理念としながら、 第四期基本構想で掲げる「将来像」を実現するため、5つの政策体系(第四期基本構想で定めた四 つの視点と推進体制)に分かれた32の施策の推進を図ります。

将来像

- ●人びとのつながりを大切にし、
- ●子どもたちが遊び、お年寄り
- ●季節の風を感じ、豊かな文化

政策体系

ひとを育てる、守る

ひとが生きる、暮らす

12

13

スポーツ・レクリエー

ションの

推進

14

平和と人権の尊重

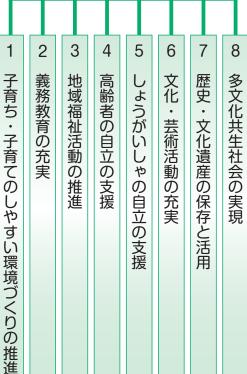
15

男女平等と男女共同参画社会の

実現

策

施



(健康づくりの推進) 生涯学習の推進

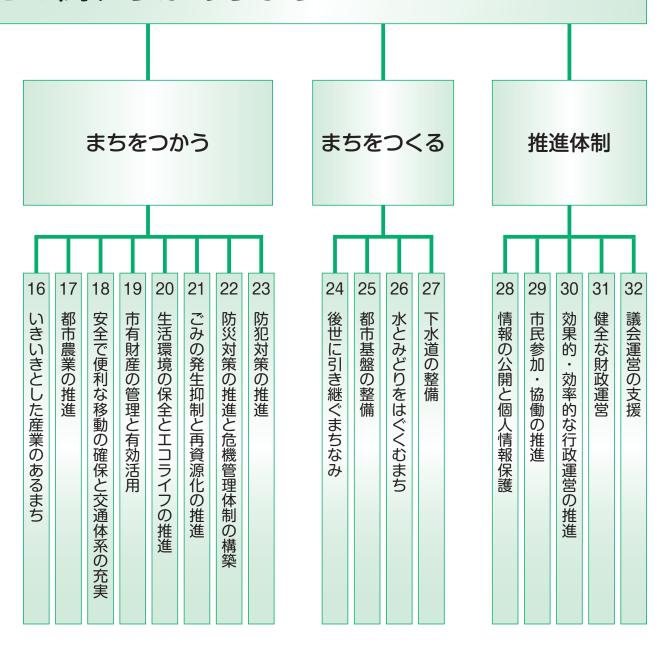
11

10

9

地域コミュニティの振興

互いを認めあい、ともに暮らしています がまちで暮らす風景があります との関わりがあります



第 4 章

施策別計画

第1節 ひとを育てる、守る

第2節 ひとが生きる、暮らす

第3節 まちをつかう

第4節 まちをつくる

第5節 推進体制

第1節

ひとを育てる、守る

- 施策 1 子育ち・子育てのしやすい環境づくり の推進
- 施策 2 義務教育の充実
- 施策 3 地域福祉活動の推進
- 施策 4 高齢者の自立の支援
- 施策 5 しょうがいしゃの自立の支援
- 施策 6 文化・芸術活動の充実
- 施策 7 歴史・文化遺産の保存と活用
- 施策 8 多文化共生社会の実現







子育ち・子育てのしやすい 環境づくりの推進

めざすまちの姿

子育ち・子育てしやすい環境の中、保護者がいきいきと地域の中で子育てをしています。子どもたちが心身ともに健やかに育っています。

施策の目標

- ●子育てしやすい環境を整えます。
- ●児童虐待を減らします。
- ●子どもの成長に関する悩みや不安への対応を強化します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合**	57.8%	67.0%
イ	児童虐待新規発生件数 [年間]	9件	5件
ウ	子どもの成長に関して悩みや不安を抱えており、身近に相談 相手がいない保護者の割合	5.3%	3.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、「子育てしやすい環境が整っていると考えている」と 回答した市民の割合を、市民の3人に2人の水準まで引き上げることを目標としました。
- イ. 防止対策に努め、虐待を減らす一方で、起きてしまっている虐待については早期発見に努めます。件数は5件に収めることを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、子どもの成長に関して悩みや不安を抱えており、身近 に相談相手がいないと回答した保護者の割合を現状の半数近くまで減少させることを目標と しました。

※:「思う」または「思わない」と回答した市民に対する「思う」と回答した市民の割合です。(「わからない」 の回答や「回答不明」の場合は除いています)



施策の現状と課題

少子化や経済状況の悪化など社会経済環境の変化により、保護者の就労と子育ての両立を支援する施策(人的施策及び経済的支援)はますます需要が増しています。また、国立市においても核家族化は今や当たり前の状況であり、子育てに行政や地域住民の支援が欠かせない状況となっています。今後もこのような傾向が続くと考えられ、関係機関と連携した対応が求められています。

また、児童虐待は子どもの命に関わる重大な事案であり、その防止及び早期発見は地域社会全体の重要な課題となっています。

引き続き、「子ども総合計画」に基づき、放課後子どもプランのさらなる充実や幼保一元化への対応の検討など多様な子育て環境の整備に努めるとともに、子どもや親の交流機会の促進を図るなど、地域で安心して子育てが出来るよう取り組む必要があります。子どもや親の交流機会の促進については、地域子育て講座の開催、子育てグループづくり支援を継続的に実施する必要があります。児童虐待の防止及び早期発見のためには、地域の協力をはじめとした子育てネットワークの一層の整備・充実を図る必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

子育ち・子育てのしやすい環境づくりの推進

(1) 子どもと子育て家庭を地域で支える

- ●乳幼児・学童の保育制度を整備します。
- ひとり親家庭への支援を行います。
- ●しょうがいのある子どもを育てる家庭への支援を行います。
- ●外国籍の子どもを育てる家庭への支援を行います。
- ●子育ての地域化に向けた情報の整備を行います。
- ●子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備を行います。
- ●子育てに配慮した住環境等の整備を行います。
- ●地域での支援者となる保育・教育関係者の研修を行います。
- ●公共施設・遊び場の整備と利用の推進をします。

(2)子ども参加の推進

- ●子どもの権利を尊重します。
- ●子ども自身の参画への支援を行います。

(3) おとなになることを支える

- ●子どもたちが育つ環境整備を推進します。
- ●乳幼児、小学生、中学生、高校生への支援を行います。
- ●学生、勤労青年への支援を行います。
- 経済的支援及び医療助成を行います。
- 幼児教育・学校教育との連携を図ります。



└ (4) 子育てのネットワーク

- ●母子保健をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実を図ります。
- ●子育ち・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

- 【市 民】親としての自覚と責任を持つ。子どもとして自分らしく伸びやかに育つ。
- 【地 域】子育て世帯へ地域での見守りを行う。 子育て仲間づくりを担う。
- 【 市 】子育て世帯で抱える問題解決の支援を行う。(相談体制の整備、就労と子育ての両立支援、 育児疲れ解消の支援、子育て仲間づくりと場の提供、医療・教育に係る経済的支援)
- 【国・都】医療・教育が受けやすい制度づくりを行う。 財源措置を基にした少子化対策を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 保育園待機児対策
- ※子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- * 医療費助成事業
- * 放課後子ども教室推進事業
- * 児童虐待防止事業

~ 関連する計画 ~

- * 国立市子ども総合計画
- ※ 国立市次世代育成支援対策行動計画
- ※ 国立市保育計画

参考データ

国立市の児童虐待新規発生件数



国立市保育所待機児童数の推移



※新定義待機児童は、旧定義待機児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員に入所している児童、特定の保育所(第1希望保育所等)のみ入所申込みをしている児童を除いた児童数です。2009年からは保護者の求職を要件としている児童も除いています。





義務教育の充実

めざすまちの姿

児童・生徒が自ら学び自ら考える力をつけ、社会的な自立に向けて豊かな人間性を培っています。

施策の目標

- ●学力調査の平均正答率を高めます。
- ●問題行動発生件数(いじめ・暴力・器物破損等)を減らします。
- 新体力テストにおいて都の平均値を上回る種目数を増やします。
- 学校不適応(不登校)児童生徒を減らします。
- 教育目標・方針に対する達成度(保護者による評価結果)を高めます。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	学力調査の平均正答率	69.3%	80.0%
イ	問題行動発生件数 (いじめ・暴力・器物破損等) [年間]	13件	10件
ゥ	新体力テストにおいて都の平均値を上回った種目の割合	39.0%	50.0%
エ	学校不適応(不登校)児童・生徒の割合	1.59%	1.00%
才	教育目標・方針に対する達成度 (保護者による評価結果)	81.8%	82.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 「おおむね満足」という水準の目安となる割合である80.0%を目標値としました。
- イ. 2006 (平成18) 年度~2008 (平成20) 年度は問題行動発生件数が20件~30件と多かったが、2009 (平成21) 年度が大幅に改善されたため、より高い水準を目標としました。
- ウ. 半数の種目で都の平均値を上回ることを目標としました。
- エ. 2008 (平成20) 年度、学校不適応 (不登校) 児童・生徒が、かなり減少したことを受け、その水準を超える、100人のうち1人に減らしていくことを目標としました。
- オ. 現状値が高いため、保護者がおおむね満足していると考えられる80%を超える割合を目標値としました。



施策の現状と課題

近年、子どもの学力及び学習意欲の低下などが問題になっており、一人ひとりが社会的自立に向け、自他の生命を尊重する豊かな人間性や基礎的・基本的な内容を身につけ、個性や能力を伸長し、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を育てる教育が望まれています。

現在、各学校では教師としての専門性や人間性を高めるための研修を充実するとともに、家庭、地域社会等、学校以外の教育資源も活用し、児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性をはぐくむ教育の充実に努めています。また、小・中学校の耐震化については、2010(平成22)年度で全校が終了し、学校ICT*環境整備のためのパソコン配備等教育環境づくりも併せて進めてきました。

今後は、教員の資質向上による教育内容のさらなる充実が重要となります。また、不登校児童・生徒、しょうがいのある児童・生徒をはじめとして一人ひとりの児童・生徒へのきめ細かな指導の充実が必要です。さらに、耐震工事の終了を受け、豊かな学びを支える学校設備の改善・充実を図っていく必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

義務教育の充実

(1)教育内容の質的充実

- ●教職員の研究・研修を推進し、指導力を向上させます。
- 小・中学校等が連携することにより、指導内容を充実します。

(2) 個に応じた指導の充実

適応指導教室運営の充実及び特別支援教育の整備・充実に努めます。

(3)教育環境の充実

●豊かな学びを支えるために、学校設備の改善・充実に努めます。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- ●家庭・地域社会・大学等との連携(土曜日授業の実施等)を充実させます。
- ●学校関係者評価の充実を図ります。

(5) 学校給食の充実

- ●食の安全安心の確保、給食の円滑な運営管理に努めます。
- ●学校、家庭、地域等と連携し、健康教育の一環として食育を推進します。

※ICT: ICT (Information and Communication Technology) とは、情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、一般的には「情報通信技術」と訳されますが、文部科学省や教育の分野では「情報コミュニケーション技術」と訳されています。「IT (Information Technology: 情報技術)」とほぼ同様の意味で用いられることが多いですが、ITよりコミュニケーションを強調した表現となっています。



目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【家 庭】義務教育に対して理解・協力をする。 家庭における学習習慣を確立する。 基本的生活習慣を確立する。 社会規範意識を向上させる。

【地 域】義務教育に対して理解・協力をする。 地域で見守りを行う。

地域社会におけるルール・マナーの育成・異年齢の交流を行う。

【 市 】教育委員会の説明責任の履行、学校・学級を適正規模にする。 教職員を適正に配置し、資質を向上させる。 就学援助等の支援を行う。 確かな学力を定着させる。 学校環境を整備する。

【 都 】学級編制基準を見直す。教職員の配置計画の見直し及び資質・能力の向上を図る。

【 国 】教育制度改革を推進し、国庫補助制度を充実させる。

施策の目標を達成するための基本事業

- ※教員の授業改善推進事業
- ※小・中等連携教育推進事業
- 常 特別支援教育及び適応指導教室運営事業
- ※ 小・中学校設備充実事業
- * 学校関係者評価充実事業
- ☆ 学校給食への地場野菜活用促進事業

~ 関連する計画 ~

* 国立市子ども総合計画

参考データ

国立市立小中学校問題行動発生件数

(いじめ・暴力・器物破損等)



国立市立小中学校学校不適応(不登校) 児童・生徒の割合







地域福祉活動の推進

めざすまちの姿

ソーシャルインクルージョン*の考え方が根付いた地域の中で、市民・地域コミュニティ(自治会等)・ボランティア団体・NPO(分野、領域を問わず)が福祉活動に取り組んでいます。

施策の目標

● 福祉活動に取り組んでいる市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	福祉活動に取り組んでいる市民の割合	11.6%	16.0%

【目標値設定の根拠】

ア. 第2回国立市市民意識調査で、地域別で最も高い水準である西地域の15.3%を上回る数値を 目標値としました。

施策の現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行を背景とした、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域コミュニティが衰退しています。一方、地域福祉に関わる行政サービスメニュー、サービス量は増加しています。これに加え、生活保護世帯の増加等から民生費の伸び率が高くなっています。

第2回国立市市民意識調査によれば、地域福祉に関する現状として、福祉活動に取り組んでいる市民が11.6%であり、全く取り組んでいないという市民が66.6%に上ります。また、福祉活動に取り組んでいる市民の特徴としては、女性が男性よりも高く(女性14.2%、男性8.9%)、年齢が高いほど高く(30代6.8%、70歳以上16.6%)、自治会がある地域ほど高い(中地域4.3%、西地域15.3%)傾向にあります。

地域には、独居、認知症高齢者、しょうがいしゃやひとり親家庭など子どもから高齢者まで、年齢や性別、しょうがいの有無に関わらず、様々な人たちが暮らしています。今後は市民の福祉サービスに対する多様なニーズが見込まれるため、福祉サービスの担い手である地域資源の発掘や人々のつながりを大切にしながら、地域で共に支え合う仕組み作りが求められています。よって、地域

※:ソーシャルインクルージョン:社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うこと。



保健福祉計画の策定及び実行に努め、地域福祉に焦点を当て、市民・事業所・地域・行政が連携しながら共に支え合う地域づくりを進める必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

地域福祉活動の推進

(1) 人を大切にし、支えあう地域づくり

- 地域福祉を支えるサービス基盤の整備を進めます。
- ●協働による地域福祉を実現します。
- サービスの向上と利用者の保護を行います。
- ●相談体制、計画推進体制を充実させます。

(2) 安全で安心できる地域づくり

- ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ●安心できる日常生活の支援を行います。

(3) その人がその人らしく生きられる地域づくり

- ●自立と社会参加を推進します。
- ●ボランティア・市民活動への支援を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

- 【市 民】地域活動へ積極的に参加する。 近隣住民との協力や交流、助け合いを行う。
- 【地 域】だれもが安心して生活できる地域づくりを進める。 地域福祉を実現するための連携・協力できる仕組みを構築する。 地域での役割分担の明確化する。
- 【 市 】地域活動の推進を図るための支援及び情報の提供等を積極的に進める。 市民・地域・NPO等と行政の役割分担を明確にし、安心して暮らせる地域福祉の充実を 図る。



施策の目標を達成するための基本事業

- ☆国立市地域保健福祉計画策定委員会の設置及び運営
- ☆国立市地域保健福祉計画の策定

~ 関連する計画 ~

* 国立市地域保健福祉計画



社会を明るくする音楽祭





高齢者の自立の支援

めざすまちの姿

住み慣れた地域で高齢者が、生きがいを持って安心して暮らしています。

施策の目標

- ●住み慣れた地域で生きがいを持って生活している高齢者を増やします。
- 要介護 (要支援) 認定率を現状の水準に維持します。
- 高齢者が在宅で生活できるよう支援します。
- ●就労している高齢者を増やします。
- ●社会参加している高齢者を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していると答えた高 齢者の割合	87.8%	92.0%
イ	要介護(要支援)認定率	15.6%	15.6%
ウ	在宅で生活している高齢者の割合	98.3%	98.3%
エ	高齢者(65歳以上)就労率	7.0%	10.0%
オ	高齢者(65歳以上)の社会参加率	41.7%	64.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、生きがいについて回答のなかった方を半減させて上乗せした数値を目標値としました。
- イ. 後期高齢者人口の増加に伴い、要介護(要支援)認定率は徐々に増加していく見込みですが、 現状の水準を維持していくことを目標としました。
- ウ. 高齢者人口の増加が見込まれますが、在宅で生活する高齢者の割合を維持していくことを目標としました。
- エ. 団塊の世代が高齢化していくにつれて、価値観の異なる高齢者が増加していき、それに伴う 就労意欲は高まっていくと考えますが、厳しい雇用情勢を鑑み、微増としました。



オ. 第2回国立市市民意識調査において、社会参加活動を行っていないと回答された方を半減させて上乗せした数値を目標値としました。

施策の現状と課題

人口の高齢化が進む中で都市部においては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯が増加しています。また、認知症高齢者も増加しています。一方、要介護(要支援)認定を受けていない高齢者も全体の8割を占めています。高齢者に占める後期高齢者の割合が、2008(平成20)年4月1日現在では他自治体(26市)と比較すると26市中4位となっています。要介護(要支援)認定率は、2008(平成20)年度が15.1%、2009(平成21)年度が15.6%となっており、わずかに増えています。このため、介護予防事業の推進等が必要となっています。また、第2回国立市市民意識調査において、生きがいを感じている高齢者は87.8%となっており、家族との団らんや趣味、友人や知人との食事・雑談がその内容となっています。社会参加については、41.7%の高齢者が何らかの取組みを行っており、特にボランティア活動(自治会参加含む)や文化・スポーツ活動に取り組む方が多くなっています。今後は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、高齢者の健康づくり・生きがいづくり・社会参加促進や介護と医療の連携が求められています。

施策の目標を達成するための取組み

高齢者の自立の支援

(1)介護予防の推進

- 介護予防事業を推進します。
- 見守りネットワークを強化します。
- ●きめ細かな相談体制を構築します。

(2) 生きがいづくり、社会参加の促進

- ●高齢者の就労を促進します。
- ●高齢者の学習環境を充実させます。
- 高齢者のボランティア・NPO活動等への参加を促進します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【高齢者】加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、健康の保持・増進に努める。

【地 域】可能な範囲で、援助(専門的・技術的でないもの)が必要な高齢者を支援(声かけ、見 守りなど)する。

【 市 】介護予防、健康づくり事業を推進する。

高齢者の生活環境を維持・向上する支援を行う。

福祉・保健・医療の連携による地域ケア体制を整える。



施策の目標を達成するための基本事業

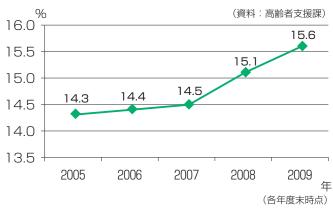
- * 介護予防事業
- ☆高齢者健康増進事業
- ※ 地域包括支援センター運営事業
- *地域包括ケア推進会議運営

~ 関連する計画 ~

- * 国立市地域保健福祉計画
- * 国立市介護保険事業計画
- * 国立市高齢者保健福祉計画

参考データ

要介護(要支援)認定率





介護予防プログラム「ヘルスリズムス」





しょうがいしゃの自立の支援

めざすまちの姿

しょうがいがある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、お互いに理解し、共感しあい、支えあい、関わりあう中で、しょうがいしゃが自らの生き方を選択でき、豊かな生活ができています。

施策の目標

- ●地域生活をしているしょうがいしゃを増やします。
- ●自分なりに社会参加をしているしょうがいしゃを増やします。
- ●社会参加や自己実現のひとつとして、しょうがいしゃ就業率を向上させます。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	地域生活 (施設入所ではなく在宅生活)をしているしょうがいしゃの割合	97.5%	98.5%
イ	自分なりに社会参加をしていると答えたしょうがいしゃの割合(下記のA+B)	51.0%	60.0%
ウ	しょうがいしゃ就業率	22.6%	25.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. しょうがい福祉計画に基づき、毎年1人を地域移行した数値を目標値としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査で社会参加したいときに自分なりの社会参加ができていますかとの設問に対して、 \underline{A} 「かなりできている」17.0%、 \underline{B} 「部分的にできている」34.0%、あまりできていない」28.3%「全くできていない」20.8%でした。「全くできていない」と回答された方の割合を半減させて、それに加えて \underline{A} 、 \underline{B} を上乗せした数値を目標値としました。(※)
- ウ. 第2回国立市市民意識調査で何らかの仕事に就いていると回答したしょうがいしゃは、22.6%でした。2003 (平成15) 年~2008 (平成20) 年度の都全体の就職者数5年間の伸び率は1.22% (ハローワークによる) でした。その数値を上回る目標値を設定しました。(※)

^{※:}イ・ウについては、第2回国立市市民意識調査で、障害者手帳を持っていると回答したしょうがいしゃ (67名) の回答を基礎数値としています。



施策の現状と課題

国立市は、2005年(平成17年)4月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しました。これは、全国ではじめて制定された宣言で、しょうがいのある人もない人も、共に出会い、育みあえる差別のないまちであり続けることを理念としています。

この理念に基づき、市は、しょうがいしゃが住み慣れた地域で安定して生活できるよう、様々なサービスの提供や、市独自のサービスをしょうがいしゃの方々と共に作り、事業として実施してきました。さらに、市独自の支給決定基準を設け、十分なサービスが受けられるよう対応を図り、地域生活の安定化を目指しています。また、社会参加しているしょうがいしゃの割合は51.0%、しょうがいしゃ就業率については2009(平成21)年度で22.6%になっています(数値は第2回国立市市民意識調査より)。国レベルにおいては、障害者自立支援法が2013(平成25)年までに廃止となる予定であり、現在新たな仮称「障害者総合福祉法」をしょうがい当事者の参加を得た中で制定作業中です。法案ができるまで、2~3年かかるとされています。今後、国・都の動向に注視していく必要があります。また、2010(平成22)年7月から、障害者雇用納付金の対象事業主の拡大や短時間労働(週所定労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率制度の対象とされたことによって、しょうがいしゃ雇用拡大を検討する企業が増えることが予想されます。こうした現状から、就労支援センターの機能を強化させ、就業率の増加を目指す必要があります。また、発達障害や精神障害、高次脳機能障害への対応や未就学しょうがい児への支援が迫られており、相談機能の充実や地域生活支援への充実が求められています。

施策の目標を達成するための取組み

しょうがいしゃの自立の支援

(1) 地域生活支援

●ホームヘルプサービス、外出支援など、その人なりに自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、支援を行います。

(2) 社会参加の促進

●バリアフリー化を促進させ、社会参加を促します。

(3) 相談内容の充実

- ●自立支援協議会を設置します。
- ●高次脳機能障害支援員を設置し、相談業務の充実を図ります。

(4) 就労支援

- ●就労支援センターの機能を強化し、しょうがいしゃの就業率向上を目指します。
- ●一般就労を目標とした、しょうがいしゃチャレンジ雇用事業を実施します。



目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【しょうがいしゃ】社会参加の意識を持つ。

【地域】しょうがいしゃが地域活動に参加できる機会を持ち、共同理解を深める。

【事業者】市内業者は、しょうがいしゃ雇用に理解を深める。

【 **市** 】「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を尊重する。

しょうがいしゃが地域で生活できるようにバリアフリー化を進める。

就業などの情報提供をする。

住環境の整備を行う。

地域コミュニティの育成に努める。

しょうがいしゃが行政に参画する仕組みの運用を検討する。

【国・都】雇用を促進するための制度改正を行う。

雇用促進の啓発や事業所に向けた受け入れノウハウなど広域的な就業に関する情報提供をする。

専門的な職業訓練並びにハローワーク等を通じた具体的な就業紹介・あっせんを行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- ★ チャレンジ雇用事業
- * 相談支援事業

~ 関連する計画 ~

- * 国立市しょうがい福祉計画
- * 国立市地域保健福祉計画

参考データ

国立市内のしょうがいしゃ数

(資料: しょうがいしゃ支援課) (人)

年 2005 2006 2007 2008 2009 知的しょう 315 335 362 375 388 がいしゃ 身体しょう 1,712 | 1,747 | 1,766 | 1,809 | 1,858 がいしゃ 精神しょう 330 202 210 301 358 がいしゃ

(各年4月1日時点)



しょうがいしゃチャレンジ雇用







文化・芸術活動の充実

めざすまちの姿

文化・芸術活動を支える人材が育ち、市内のギャラリー等を活用した取組みや 文化・芸術活動のネットワークの整備などが幅広く行われ、市民が文化・芸術 活動に親しんでいます。

施策の目標

- 文化・芸術を積極的に鑑賞する市民を増やします。
- 文化・芸術活動を行う市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	過去1年間に文化・芸術を鑑賞した市民の割合	50.4%	57.0%
イ	過去1年間に文化・芸術活動をおこなった市民の割合	21.8%	27.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、「鑑賞していないが関心がある」と答えた市民の割合 が6.4%であり、その潜在需要を伸ばすことを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、文化・芸術に関する施設等の環境が整っており、地域 別に最も水準が高い中地域を目標としました。

施策の現状と課題

国立市は、「文教都市くにたち」としての市民意識が高く、市民の自主的な文化活動と市の文化・ 芸術事業が市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、公民館、図書館等で行われてきました。活発 な文化・芸術活動や個性豊かな文化人、芸術家が多く、またギャラリーなどの民間文化施設も多く 存在しています。

今後は、文化力を醸成するため、国立から文化・芸術を発信するための基盤(ネットワーク、発 表機会等)を整備し、文化・芸術活動を支える人材の発掘、育成及び活用を検討していく必要があ ります。また、地域における文化力を高めることにより、音楽や美術などによる潤いのある生活環 境を整えることが求められています。



施策の目標を達成するための取組み

文化・芸術活動の充実

(1) 文化・芸術を発信するための基盤整備

- ●文化・芸術の創作活動に関して、ネットワークの整備などを幅広く行い、くにたちの芸術文化を発信します。
- ●文化・芸術活動を行っている市民・団体が活動に関する発表会等ができるように場と機会を拡充します。

(2) 人材の発掘・育成・活用

- ●人材を確保し、活用できるシステムを構築します。
- ●市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、公民館、学校等の施設を活用し、芸術家や専門家、関係団体等と連携して文化人や芸術家を生み出す環境をつくります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】文化・芸術活動に関心を持ち、親しむ。

文化・芸術活動に自ら取り組む。

【 市 】情報を提供する。

場や機会を設定する。

文化・芸術活動を支える人材を育成する。

文化・芸術活動団体のネットワークづくり並びに団体への支援を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- ☆ 文化・芸術活動団体のネットワーク整備構築
- ※ 人材を確保し、活用できるシステムの構築

keunitachi

参考データ

市民芸術小ホール利用者数







歴史・文化遺産の保存と活用

めざすまちの姿

市内の歴史・文化遺産が大切に守られ、活用されています。

施策の目標

- ●より多くの文化財を指定・登録します。
- ●市内の歴史・文化遺産に訪れる市民を増やします。
- ●市内の歴史・文化遺産が地域の資源として活用されるようにします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	指定・登録されている文化財の数	99件	131件
イ	過去1年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民 の割合	59.7%	64.0%
ウ	市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると 思う市民の割合	32.1%	35.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 文化財保護審議会の方針により、毎年5件程度の指定・登録を目指すこととしました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、市内に歴史・文化遺産があることを知らない市民の割合が6.2%であり、知らない市民に訪れてもらうことを目指して、6.2%の6割である約4%の向上を目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、10年以上国立市に居住している市民のうち歴史・文化 遺産が地域の資源として活用されていると思う市民の割合が35.0%であったことから、市民 全体をこの水準にまで高めることを目標としました。

施策の現状と課題

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産であり、 市民のかけがえのない文化遺産、歴史的財産として、次代の人々に引き継いでいかなければなりま



せん。このため、価値ある文化財の適切な保護や保存を進め、十分に活用することなどにより、文 化財保護の意識をより多くの市民に広げていく必要があります。

市では、谷保天満宮(国指定重要文化財を所有し、社叢が東京都指定文化財)をはじめとして、 市内の指定・登録文化財及び市所有の文化財などの保存に努めてきました。

今後は、文化財保護の意識の高揚を図るため、市内に存在する貴重な文化財を保護し、後世に伝えるとともに、PR活動に努め、文化財に親しみを持つ市民を育てていきます。

施策の目標を達成するための取組み

歴史・文化遺産の保存と活用

(1) 文化財の調査と保存、伝統文化の継承

- ●市内の指定・登録文化財や市所有の文化財を、市民の財産として保存していきます。
- ●獅子舞等の貴重な伝統民俗芸能を保存、継承できるように支援し、くにたち郷土文化館 や古民家等を利用した伝統行事、年中行事を実施し、継承します。

(2) 文化財の活用

●くにたち郷土文化館や東京都と連携した事業を実施し、文化財を活用します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】歴史・文化遺産を大切にするという認識を高める。

【地 域】地域の歴史・文化遺産の保全に努める。

【市・国・都】文化財の調査・研究・指定・登録を行う。

保存のための支援をする。

文化財保全・活用の意識啓発及びPRをする。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 伝統文化継承事業
- * 文化財保護事業
- ★ 文化財展示·啓発事業



参考データ

国立市内の指定・登録されている文化財数







多文化共生社会の実現

めざすまちの姿

在住外国人が地域で孤立することなく受け入れられています。市民・外国人がいるいろな国の文化を知り、相互に交流しています。

施策の目標

- 地域で不便なく生活できている外国人を増やします。
- ■国際交流活動・イベントに参加する市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	住んでいる地域で不便なく生活できている外国人の割合	55.6%	72.0%
イ	国際交流活動・イベントに参加した市民の割合	5.1%	7.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第1回国立市市民意識調査*1において「住んでいる地域で不便なく生活できている」と回答した外国人の割合を上回ることを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査によると、男性よりも女性の方が国際交流やイベントに参加しており、その割合は6.3%となっています(男性は3.7%)。よって、全体として女性の水準を上回ることを目標としました。

施策の現状と課題

市内の在住外国人の数は、1,477人(20歳以上1,270名、20歳未満207人)**2と、ここ数年で微増しています。また、過去1年間に国際交流・イベントに参加した市民の割合は5.1%となっています。現在、市では、「在住外国人への情報提供や相談窓口の開設」、「公民館での『日本語講座』」、「外国籍児童の通っている小・中学校への『日本語指導員』派遣」、「国連大学研修生と日本の青少年とのホームステイパーティー(市内の国際交流団体との共催)」、「国連大学見学」などの事業を実施しています。

※1:2007 (平成19) 年度実施

※2:人数は2011(平成23)年4月1日現在



今後は、在住外国人を多様な「地域社会」の構成員として、今まで以上に不便なく生活できる条件整備(行政及び民間団体の情報の共有化、再整理)を進めていく必要があります。また、在住外国人が住みやすい地域となるよう、地域の国際交流団体、一橋大学等と連携を図り、国際理解、協力活動への支援をより強化する必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

多文化共生社会の実現

(1) 在住外国人が日常生活を送るための支援

●行政及び民間団体の情報の共有化・再整理を行い、在住外国人に必要な情報を提供します。

(2) 日常的に在住外国人と市民が交流する機会の創出

●地域の国際交流団体・一橋大学等と連携した講演会・講座・レクリエーションを通じ、 国際理解・交流の機会をつくります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【在住外国人】 国立市の地域特性や文化を理解し、積極的に地域社会にかかわる。

【市 民】在住外国人が地域社会で住みやすいような環境づくりに努め、また、国際理解を深める。

【地域】在住外国人が地域社会で住みやすいような環境づくりに努める。

【民間団体】団体の目的に沿って国際理解を深める。

【 市 】 在住外国人が地域社会で住みやすいように、相談窓口等での情報提供やアドバイスなど の支援を行う。

> 民間団体が行う国際理解に関する活動への支援を行い、民間団体と協働して事業を実施 する。

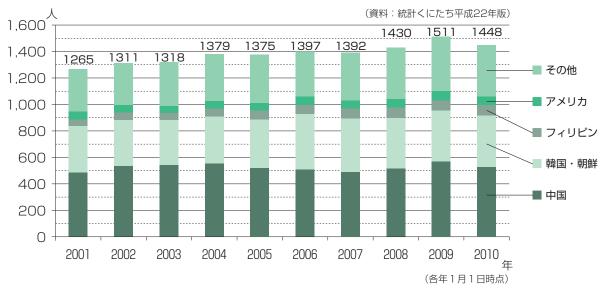
施策の目標を達成するための基本事業

- ☆ 地域の国際交流団体・一橋大学等との協働事業
- ★生活のための日本語講座

kunitach

参考データ

国立市の外国人登録者数





多文化交流パーティーのセレモニー風景

第2節

ひとが生きる、暮らす

施策 9 地域コミュニティの振興

施策10 消費生活の安全確保と充実

施策11 健康づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

施策13 スポーツ・レクリエーションの推進

施策14 平和と人権の尊重

施策15 男女平等と男女共同参画社会の実現







地域コミュニティの振興

めざすまちの姿

市内のコミュニティ(自治会、町内会、地域における共同体)が協働して、地域の課題解決に向け活動をしています。

施策の目標

- 自治会・町内会加入率(自治会・町内会に所属する世帯数の市内全世帯数に対する割合)を増 やします。
- ●何らかのコミュニティに入り、活動している市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	自治会・町内会加入率	36.1%	40.0%
イ	何らかのコミュニティに入って、活動している市民の割合	20.1%	29.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 全体としての加入率を40%まで高めることを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、年齢別で高い水準である60歳代の29.0%を目指すことを目標としました。

施策の現状と課題

自治会・町内会の加入率は、少子高齢化の進行、地域での相互扶助意識の希薄化などにより、依然として低下がみられます。また、何らかのコミュニティに入って活動している市民は20.1%であり、団塊の世代が定年期を迎え地域に戻りつつありますが、年齢が高いほど活動しており、また地域によって差が見られます。

今後は、自治会・町内会については、加入率を上げるための手法を検討し、働きかけを行っていく必要があります。また、テーマ型コミュニティを充実させるため、くにたちNPO活動支援室を中心に、NPO、ボランティア団体との連携・協働を積極的に取り入れていく必要があります。同時に、地域と協働して地域の課題を解決していくためには、行政としてエリア型・テーマ型コミュニティ相互の特徴を生かした活動への援助、協力、連携が必要です。



コミュニティ施設については、既存施設を有効利用し、施設利用者・地域のニーズを把握する中で、耐震診断を通じた計画的改修・修繕を行う必要があります。また地域社会とのつながりを大切にし、子どもから高齢者まで幅広い世代の人たちが集う場として、コミュニティ施設の利用を促進していくことが必要です。

施策の目標を達成するための取組み

地域コミュニティの振興

(1) コミュニティ活動の充実

- ●地域コミュニティに関する情報の収集と提供をします。
- ■コミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。
- ●地域で互いに助け合えるネットワークづくりをします。

(2) コミュニティ施設の改修・整備と充実

- ●コミュニティ施設の計画的改修・整備をします。
- ●コミュニティ施設の有効活用を推進します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】何らかの地域コミュニティの活動に参加する。

【地 域】情報を発信する。 地域の課題解決に向けて活動する。

【 市 】 地域コミュニティへ情報提供、資金的援助を行う。 コミュニティ施設の計画的改修・整備及び利用の促進を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- ☆コミュニティ施設改修・整備事業
- *コミュニティ助成事業





消費生活の安全確保と充実

めざすまちの姿

市民が消費生活に関する情報を得ることができ、また、必要に応じ相談することができます。そして、安心した消費生活を送ることができます。

施策の目標

- ●消費生活相談体制を充実させます。
- ●消費生活に関する情報を積極的に提供します。
- ●消費生活に関する被害にあう市民を減らします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

		成果を測る指標	現状値	目標値
7	P	消費生活相談件数[年間]	457件	500件
	1	消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	81.3%	89.0%
r	ナ ー	過去1年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	4.2%	2.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 消費生活相談に対する潜在的な需要を掘り起こし、相談件数を増加させることを目指します。 目標件数は、現在の相談体制で対応可能な限界と考えられる500件としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、情報を得られていると答えた割合が最も高かった泉地域の88.4%を全体で超えることを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、勉強会等が盛んな北地域の2.3%程度まで下げることを目標としました。

施策の現状と課題

インターネット、携帯電話の普及は生活を便利にした反面、多種多様のトラブルを発生させ、また、悪質な訪問販売や多重債務問題等もあり、消費生活に関する相談件数は増え続けています。消費者の被害を最小限に抑えるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、問題解決まで素早く対応できるよう、相談員のスキルアップを図り、相談体制を充実させていく必要があります。同時



に、被害にあいやすい高齢者や若年者などが、被害にあった際に消費生活相談を迅速に利用できるよう、消費生活相談についてPRしていく必要があります。

また、消費者が被害にあわないために、自らこの問題について学び、考え、行動できるよう情報 収集、広報活動を行っていく必要があります。併せて、省エネ・省資源・リサイクル等の地球にや さしい消費生活に取り組む消費者団体の育成・支援を行う必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

消費生活の安全確保と充実

(1)消費者の保護と安全の確保

- ■相談員のスキルアップを図るなど、相談体制の充実を図ります。
- 高齢者・若年者等の被害にあいやすい消費者を保護していくため、きめ細かな情報収集・ 提供を行います。

(2) 自立する消費者の育成

- ●自治会・老人会で勉強会を開催するなど、広報・啓発活動の充実を図ります。
- ●消費者団体との連携を図ります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】被害にあわない消費生活のための学習を自ら行う。

【民間団体(消費者団体等)】行政と連携して、最新の消費者被害の情報提供を行う。

【事業者】法令を遵守する。

【 市 】情報の収集・提供、相談業務の充実、消費者教育、警察との連携を行う。

【国・都】事業者に対する指導、監視を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 消費生活相談事業
- * 消費者問題啓発事業



参考データ

国立市での消費生活相談件数





消費生活展

第4章・第2節





健康づくりの推進

めざすまちの姿

市民が生活習慣の見直しなどにより病気を予防することができています。 市民がより健康になっています。 市民が適切な医療を受けられています。

施策の目標

- ●生活習慣病の疾病率を低くします。
- 1年前より健康だと感じている市民を増やします。
- 医療体制・内容に安心している市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	生活習慣病の疾病率(内分泌、栄養及び代謝、循環器系の疾患) ※疾病率は国保レセプトの上記疾患件数の全体に対する割合	24.0%*	20.0%
イ	1年前より健康だと感じている市民の割合	15.3%	19.0%
ウ	医療体制・内容に安心している市民の割合	69.2%	75.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 40代が14.7%であるのに対し、50代では25.1%に上昇してしまうことから、その平均値である20%を目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査で地域別で最も高い水準である西地域の18.9%を上回る数値を目標値としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査で「あなたは、近くに安心してかかることができる医療機関がありますか?」との問いに対し「ない」と回答された方のうち、「医療機関に関する情報が不十分だから」を理由とされた方を半減させた数値を上乗せし目標値としました。

施策の現状と課題

医療制度改革により、2008 (平成20) 年4月から特定健診、特定保健指導の実施が医療保険者に

※:数値は2010(平成22)年5月診療分に基づきます。



義務づけられ、国民健康保険加入者については市が実施していますが、健診受診率は40%台と低い 状況です。がん検診は、2007(平成19)年4月にがん対策基本法が施行され、市に受診率向上等予 防を重視した取組みが求められるようになりました。なお、2009(平成21)年度から高齢者の肺炎 球菌による肺炎の発症や重症化を予防するために、ワクチン接種費用の助成をしています。

今後は、社会状況の変化・高齢化等により国民健康保険加入者が増えることが見込まれており、その対応が求められます。なお、今後、後期高齢者医療制度の改正が予定されています。予防接種については、任意の予防接種のワクチンが承認、販売されており、接種費用の公費助成が求められています(ヒブワクチン、乳幼児向け肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等)。また、健康増進法に基づき受動喫煙対策が市としても求められます。なお、各種がん検診の受診率向上等充実を図るためには、2009(平成21)年度国の施策に基づいた、無料クーポン券を配布して行った子宮頸がん・乳がん検診(5歳刻みの検診)の「女性特有のがん検診推進事業」の実施もあることから、検診実施医療機関と財源の確保が必要となってきています。

施策の目標を達成するための取組み

健康づくりの推進

(1) 元気なくにたち健康づくり計画の推進

- 運動・遊びによる健康づくりを進めていきます。
- 食生活による健康づくりを進めていきます。
- 休養・こころの健康づくりを進めていきます。
- ●たばこ・アルコール・薬物の知識普及を進めていきます。
- 健康診査・健康相談の充実を図ります。

(2) 市民、行政、関係機関の協働による健康づくり

■個人個人の健康観により、一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりの環境を、市民、 行政、健康づくりに関連する団体等と協働して構築します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】正しい生活習慣を身につけ、健康管理に努める。

【地 域】定期的に体操などを実施し、地域ぐるみで疾病予防に努める。

【医療機関】生活習慣病の早期発見、早期治療に努める。

【 市 】健康づくりのための事業の充実及び健康づくりに関する情報の周知を図る。 疾病予防の体制の充実を図る。

【 **都** 】二次救急(365日24時間診療体制が整っていること)の体制の充実を図る。



施策の目標を達成するための基本事業

- *疾病予防対策事業
- *健康增進事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 元気なくにたち健康づくり計画
- * 特定健康診査等実施計画

参考データ

国立市民の生活習慣病疾病率





くにたちウキウキ体操のつどい





生涯学習の推進

めざすまちの姿

市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、さまざまな局面で学んでいます。 市民一人ひとりがさまざまな学びを通じて、地域社会へ学習の成果を生かしています。

施策の目標

- ●日常的に、何らかの生涯学習に取り組む市民を増やします。
- ●学習を通じて生きがいを得ている市民を増やします。
- 地域や社会に学習を通じて身につけた知識や技術を生かしている市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	61.2%	65.0%
イ	学習を通じて生きがいを得られたと答えた市民の割合	77.5%	83.0%
ウ	学習活動に取り組んでいる市民の中で学習を通じて身につけ た知識や技術を地域や社会に生かしている市民の割合	54.6%	60.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、地域別で高い水準であった東や富士見台地域の割合を 全体として目指すことを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、年代別で最も高い水準であった70歳以上の割合を全体として目指すことを目標としました。
- ウ. 生涯学習に取り組む市民の割合を向上させ、その割合と比例した形で知識や技術を地域や社会に生かしている市民の割合を向上させることを目標としました。

施策の現状と課題

近年、市民の学びのニーズの多様化・高度化により、学習活動も活発化すると同時に、人間関係の希薄化など、多くの課題も新たに生まれてきています。そうした社会の状況を切り開くため、行政は生涯学習計画(社会教育計画)策定などを通じて、将来にわたる生涯学習施策を具体化し、かつ推進していくことが求められています。



国立市では、個人やグループによる様々な学習活動・市民活動が盛んに行われています。これらは行政が提供するものだけでなく、市民主体によるものも多数あり、多様な学習機会・仲間づくりの場となっています。行政は、社会教育機関の公民館や図書館の活動を通じて、これらに対する支援に努め、図書館では、サービスをより充実させるため、国分寺市・府中市と協定を結び、相互利用が促進されました。

今後、既存の公共施設や教育施設等を活用して、世代を超えた学習機会の場を充実させるとともに、市民が、学習や体験を通じて身につけた知識や技術を、地域や社会に生かせる場を増やすように努めます。

施策の目標を達成するための取組み

生涯学習の推進

(1) 学習機会・学習情報の提供

- ●一人ひとりのテーマに合わせた学習情報を提供します。
- 公共施設や教育施設等を活用した学習、交流の機会を作ります。
- ●子どもから大人までの文化教養に役立つよう図書館機能を高めます。

(2) 学習成果を地域や社会に生かす場づくり

- ●生涯学習の推進や仲間づくりの場として利用しやすい社会教育施設を目指します。
- ●学習者同士・サークル間のネットワーク化を図り、発表の場の確保や交流を促進します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】学習活動に関心を持ち実践する。

自己実現のための学びのみならず、地域課題に関心を持ち、学びにつなげる。

【地 域】学びあう仲間づくりを図り、学びを契機として地域課題に取り組む。

【 市 】学習活動の場を提供する。

学習活動を支える組織の強化とネットワーク化をする。

近隣自治体や市内の民間・青少年団体等と連携をする。

学習成果の社会への還元を支援する。

公民館、図書館を快適に利用できるよう、施設の適切な管理を行う。



施策の目標を達成するための基本事業

- ☆公共施設を活用した社会教育事業の実施
- ※相互学習実現のための人材育成、人材活用事業(市民登録講師の派遣等)
- ※ 図書館システムの活用による資料貸出閲覧事業の充実

~ 関連する計画 ~

* 国立市子ども読書活動推進計画

第4章・

第2節





スポーツ・レクリエーションの推進

めざすまちの姿

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康増進に結びつくように取り組んでいます。

施策の目標

●日常的に、スポーツ・レクリエーションを行う市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	50.4%	56.0%

【目標値設定の根拠】

ア. 第2回国立市市民意識調査において、地域別で最も高い水準であった泉地域の55.8%を超える数値を全体として目指すことを目標としました。

施策の現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、生きがいづくりや健康づくりに大切であるばかりでなく、地域間交流や世代間交流の推進、地域コミュニティの活性化、地域イメージの向上などの面からも大きな役割が期待されています。

市では、子どもの体力の向上、成人・高齢者の健康の保持及び精神的ストレスの解消のため社会体育事業として、くにたち文化・スポーツ振興財団と連携しながらスポーツ・レクリエーションの振興に努めています。しかしながら、施設の利用希望者数に利用可能施設が追い付いていないのが現状です。

今後は、利用施設の拡充及び利用方法を検討し、市内の大学、高校等の体育施設が活用できるように連携するとともに、多くの市民が利用しやすい環境づくりのため、各施設の空き状況を一元化できるしくみ等の構築を検討していきます。さらに、スポーツ・レクリエーションに取り組む市民を増やすため、市民ニーズ(年代及び身体状況等)に合わせた取組みを進めていく必要があります。また、地域コミュニティにおけるスポーツ・レクリエーション活動を振興し、市内の指導経験者等の活用を図ります。



施策の目標を達成するための取組み

スポーツ・レクリエーションの推進

(1)機会や場の提供

- ●市内の高校・大学等の体育施設との連携を継続します。
- 多種多様な事業を展開するため、くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市体育協会等 との連携を図ります。
- 年齢・体力等に応じたスポーツのPRや事業の実施により、誰もがスポーツに親しめるよう努めます。

(2) 指導者の発掘・活用

●地域の学生やスポーツ経験者等を指導者として活用し、交流を通じて地域コミュニティ におけるスポーツ・レクリエーション振興に努めます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

- 【市 民】スポーツ・レクリエーション(ウオーキングなど軽い運動も含む)を実践する。
- 【地 域】青少年地区育成会や地域の自主グループ活動においてスポーツ・レクリエーションを実施する。
- 【 市 】学校開放、スポーツ施設(体育館、野球場、テニスコートなど)を整備・維持管理する。 市民スポーツ団体を育成する。 年齢・体力等に応じたスポーツをPRし、普及する。 各種体育大会を実施する。
- 【国・都】各種体育大会を実施する。

施策の目標を達成するための基本事業

- *社会体育充実事業
- ☆スポーツ施設等の設備整備・維持管理事業
- * 指導者養成事業





平和と人権の尊重

めざすまちの姿

市民一人ひとりが平和への強い意志を発信しています。 人権に対する理解が深まり、偏見や差別がなくなっています。

施策の目標

- ●市の平和に関する取組みへの認識度を上げます。
- ●平和事業・イベントへの参加者を増やします。
- 人権が尊重されていると感じている市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	国立市平和都市宣言の認知率	28.4%	50.0%
イ	過去1年間で平和事業・イベントに参加したことのある市民 の割合	9.2%	16.0%
ウ	人権が尊重されていると感じている市民の割合	34.1%	43.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、28.4%であった認知率を、半数まで高めることを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、年代別で平和事業・イベントに関心が高いと考えられる70歳以上の割合が15.6%であったことから、全体としてこの割合を超えることを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、年代別で最も高い水準であった40歳代の42.4%を全体として超えることを目標としました。

施策の現状と課題

平和については、市で2000(平成12)年に制定した「国立市平和都市宣言」に込められた平和への思いを、地域で実現させていこうと集まった市民と行政の協働組織「ピースくにたち*」が中心となり、平和関連事業を企画運営しています。今後も、憲法講演会やアンネのバラの普及、映画会



など、NPO団体などと連携協力しながら平和について考える機会や情報を充実させることで、「国立市平和都市宣言」の認知率を高めながら市民一人ひとりの平和意識を高めていく必要があります。併せて、2010(平成22)年7月に加入した平和市長会議、日本非核宣言自治体協議会と連携し、国内はもとより、世界の平和を希求する自治体とともに、平和のための活動を推進してまいります。また、人権は、現代社会においては、格差と貧困、差別化、序列化の広がりなどで、社会的弱者の人権が守られていない状況があります。これらの課題について市民一人ひとりが理解を深め、地域社会全体で人権を守る意識を高めることが求められます。

施策の目標を達成するための取組み

平和と人権の尊重

(1) 平和・人権意識の高揚

●講演会・講座・広報等を充実させます。

(2) 相談体制の充実

- ●女性・高齢者・子どもを含めた人権相談の充実を図ります。
- ●関係機関との連携を図ります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】自分自身が平和や人権に対する理解を深め、人権を侵害しない。

【地 域】平和や人権に対する相互理解を深める。

人権侵害・被害に対して見過ごしや容認をせず、関係機関への通報を行う。

【民間団体】平和関連事業の企画運営を行う。

【 市 】 平和や人権に対する理解を深めるため、事業やイベントを通じた啓発や日常的な相談業務を行う。

国・都・他自治体との連絡体制を保つ。

施策の目標を達成するための基本事業

- ☆「ピースくにたち」企画・運営平和事業
- * 憲法フォーラム
- ★ 多摩東人権擁護委員協議会参画事業

※ピースくにたち:「国立市平和都市宣言」に込められた平和への思いを地域で実現させようと、2001 (平成13)年度に公募で集まった市民と市職員(平和事業担当)との協働組織の名称であり、平和事業の企画・運営を行っています。





男女平等と男女共同参画社会の実現

めざすまちの姿

あらゆる機会において男女が平等に参画する社会が実現しています。

施策の目標

- ●市民の男女平等への意識を高めます。
- 社会参画の機会において男女比率の適切化に取り組みます。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標		現状値	目標値
7	男女平等が確保されていると思う市民の割合*	男性	45.6%	E0.00/
<i>y</i>	男女子等が確保されていると思り市民の割骨 女性	女性	27.1%	50.0%
イ	様々な社会参画の機会において男女の比率が適切だと思う市 民の割合		29.8%	35.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査で、「男女平等が確保されていると思う」と回答した市民の割合が、 男性・女性ともに半数に達することを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査の「様々な社会参画の機会において男女の比率が適切になっていると思いますか?」の問いに対して、男性の34.1%が「適切だと思う」と回答していることから、男女全体の回答割合が男性の回答割合を超えることを目標としました。

施策の現状と課題

2006(平成18)年5月、「男女平等と男女共同参画社会の実現」を目指して「国立市第四次男女平等推進計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が共に支え合い、尊重し合える男女平等と男女共同参画の実現を目指す市の考え方と役割を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。本計画は、2006(平成18)年度から2015(平

※:「思う」または「思わない」と回答した市民に対する「思う」と回答した市民の割合です。(「わからない」 の回答や「回答不明」の場合は除いています)



成27) 年度までの10年間とし、国の制度や社会情勢の変化等に適切に対応するため、5年を目途に実態調査及び計画の評価を実施し、見直しを行っていくことを定めました。

第2回国立市市民意識調査によると、男女平等が確保されていると思う市民の割合が36.3%、様々な社会参画の機会に男女の参画する割合が適当になっていると思う市民の割合が29.8%となっています。男女平等については、特に女性が平等だと思わない比率が高く、家庭や職場の場面で不平等と感じています。また、審議会・委員会の女性の比率は25.3%であり、「国立市第四次男女平等推進計画」において目標としている3割には届いていません。

2010(平成22)年度中に、市民委員会による「国立市第四次男女平等推進計画」の進捗状況の点検・評価、改善を行います。男女平等の意識醸成と拠点づくり、あらゆる分野への男女共同参画の促進、職場における男女平等の実現など、今後2015(平成27)年度までに計画のさらなる達成を目指すことが必要です。

施策の目標を達成するための取組み

男女平等と男女共同参画社会の実現

- (1) 男女平等の拠点づくり
 - ●学習機会の更なる提供を行います。
- (2) 男女平等観点に立つ人間形成を進める教育学習の充実
 - 教育委員会が作成する「男女平等教育指導手引」に基づき学校教育を実践します。
- (3) あらゆる分野への男女平等参画の推進
 - ●「国立市第四次男女平等推進計画」に基づき女性委員登用を推進します。
- (4) 職場における男女平等の実現
 - ●パート・派遣労働者の労働条件を明記したパンフレットの発行・活用を行います。
- (5) 男女平等の視点に立った性の尊重
 - ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する意識の醸成と被害者の保護・支援を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】男女が平等な社会の構成員であるという意識を持つ。

【事業者】様々な機会において適切な男女比率とする。

【地 域】男女が平等な社会の構成員であるという意識を持ち、様々な機会において適切な男女比率とする。

【民間団体】男女平等の視点から、企画・運営に協力する。

【 市 】 男女が平等な社会の構成員であるという意識啓発を図る。

様々な機会において適切な男女比率とする。

都や国及び都内他自治体との連携を充分に図る。



施策の目標を達成するための基本事業

- ☆国立市第五次男女平等推進計画策定事業
- * 男女平等推進セミナー開催事業

~ 関連する計画 ~

* 国立市男女平等推進計画



男女平等セミナー 「産後のこころとカラダのセルフケア講座」

第3節

まちをつかう

施策16 いきいきとした産業のあるまち

施策17 都市農業の推進

施策18 安全で便利な移動の確保と交通体系の 充実

施策19 市有財産の管理と有効活用

施策20 生活環境の保全とエコライフの推進

施策21 ごみの発生抑制と再資源化の推進

施策22 防災対策の推進と危機管理体制の構築

施策23 防犯対策の推進







いきいきとした産業のあるまち

めざすまちの姿

商店や産業の魅力を引き出すこと、また、新たに活動する企業が増えることで活力がうまれ、まちがにぎわっています。

施策の目標

- ●商業の年間販売額を増やします。
- ●工業の年間出荷額を5年間で現状値の5%増を目指します。
- ●市内で新たに活動する企業を増やします。
- ●市内の新設事業所数を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	商業販売額 [年間]	1,874億8,600万円**	2,000億円
1	工業出荷額[年間]	43億6,100万円	46億円
ウ	市が誘致した延べ事業所数	2事業所	14事業所
エ	市内の新設事業所数 [5年間]	720事業所**	870事業所

【目標値設定の根拠】

- ア. 2011 (平成23) 年度以降は企業誘致や清化園跡地の活用などで地域経済活性化が期待できる ものと見込み、目標値を設定しました。
- イ. 現況の市場性や経済動向にも配慮すると共に事業者の新たな商品開発等積極的な事業展開を 期待し、5年間で現状値の5%増を目標値に設定しました。
- ウ. 土地の広さに見合った企業へのアプローチを積極的に行い、2009 (平成21) 年度の実績ベースを今後も維持すると見込んで、目標値を設定しました。
- エ. 観光資源の掘り起こしによる他市からの来客数が増加することを見込み、5年間で10%程度 のさらなる増を目指すこととしました。

※: 数値は2006(平成18)年時点

第4章・第3節



施策の現状と課題

近年続く経済不況の影響は、小規模の小売店ほど大きく、また、後継者が育ちにくいため、商店 街の空き店舗も増加傾向にあります。このため、各店舗の魅力づくりや消費者のニーズに対応した 商品とサービスを提供できる商店街づくりを進めていく必要があります。

今後は、くにたちにふさわしいまちづくりを推進するために、地域に密着し多様な消費者ニーズ に対応できる魅力ある商工業の振興に取り組んでいきます。

施策の目標を達成するための取組み

いきいきとした産業のあるまち

(1)魅力ある商店街づくり

- ●空き店舗の活用をしていきます。
- ●イベントの開催が販売促進に結び付くよう促します。
- "くにたちらしさ"を活かした魅力ある商品開発を進めていきます。

(2) 中小企業の経営体力の強化

●中小企業事業資金融資あっせん制度をさらにPRしていきます。

(3) 企業誘致の促進

● まちづくり協力金・企業立地協力金・利子補給金などの奨励制度をさらにPRしていきます。

(4) 人がにぎわうまちづくり

- ●起業しやすい環境づくりを推進します。
- ●地域資源を活かした回遊性のあるまちを推進します。

(5) 農商工、観光との連携

- ●商品・サービス等の国立ブランド化を図ります。
- ●農商工、観光の多様な連携を進めるとともに積極的に情報発信し、地域の活性化を図ります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】市内の業者を積極的に利用する。

魅力ある店舗づくりのため、アンケートなどで顧客ニーズなどの情報を提供する。

【事業者・NPO】魅力・特色ある商店街づくりを進める。

魅力ある商品の開発を行う。

【地 域】事業者と地域住民とのコミュニティづくりを行う。

地元のイベントに商店などが積極的に参加し、顧客との交流の場を提供する。 新たな企業活動を好意的に受け入れる。



【 市 】魅力・特色ある商店街づくりへの支援を行う。 新・増設企業への奨励制度による支援を行う。 起業しやすい環境づくりを推進する。 大学等との連携を進める。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 企業誘致促進事業
- ** 空き店舗活用事業
- * 事業資金融資あっせん事業
- ** 商店街活性化事業

~ 関連する計画 ~

☆ 商店街振興プラン

参考データ

商業 (国立市内卸売・小売業) 販売額



工業(国立市内工場等)出荷額



第4章・第3節





都市農業の推進

めざすまちの姿

農業従事者・消費者・NPO・事業者などが連携し、ブランド力のある農産物 を持続的に生産・加工・販売しています。

市民が農業に親しめる環境づくりが行われ、また、農業後継者が育成されることで農業・農地が守られています。

施策の目標

- ●市内生産の農産物販売額を増やします。
- ●エコファーマー*1・認定農業者*2数を増やします。
- ●市内の農地がすべて耕作されている状態を維持します。
- ●市内の農産物の生産・加工・販売に携わっている事業所・団体数を増やします。
- ●農園等の利用者数を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	農産物販売額[年間]	1億7,000万円	2億3,000万円
イ	エコファーマー・認定農業者数	19人	36人
ウ	不耕作農地面積率	1.3%	0.0%
エ	市内の農産物の生産・加工・販売に携わっている事業所・団 体数	11団体	13団体
才	農園等利用者数[年間]	800人	900人

【目標値設定の根拠】

- ア. 梨の栽培地減少等の減要因はあるが、地産地消を目的とした農産物買い取りによる販売事業 の効果を期待し、目標値を設定しました。
- ※1 エコファーマー: 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する 法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、 当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)のこと。
- ※2 認定農業者:経営改善を図るための「農業経営改善計画」を市町村へ提出し、認定された農業者の こと。



- イ. 年間3名程度の認定農業者取得を目指し、目標値を設定しました。
- ウ. 現状、不耕作農地が1.3%ありますが、市内全ての農地の有効活用を図り、0%とすることを目標としました。
- エ. 事業所・団体数を3カ年で1つ増やすことを目指し、目標値を設定しました。
- オ. 体験農園等の開設の働きかけを継続し、その効果を見込んで目標値を設定しました。

施策の現状と課題

農業生産量はそれほど落ち込んでいないものの、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻化しています。また、市内の安全、安心な食べ物を食べたいという市民意識の高まりもあってか、市民農園の需要は高まっているものの、区画数が需要に応じきれていない状況です。

今後は、持続可能な農業生産であるエコファーマーの意識を踏まえた経営改善計画を実現する認 定農業者への移行を促進することや農業体験に関連する新たな取組みが求められます。

また、農業・農地の多面的機能の活用や地場野菜が地域内で消費されるしくみづくり、農商工及 び観光との連携による農産物加工および販売促進をしていくことも課題となっています。

施策の目標を達成するための取組み

都市農業の推進

(1)環境保全型農業の実践と農地の維持

- ●エコファーマーの意識を持った認定農業者への取組みを進めます。
- ●生産緑地の維持に向け、東京都や国へ制度改善の要望をしていきます。
- 次世代に継承できる農業景観づくりを進めます。

(2) 市民との協働による農業の推進

- ●農業ボランティアの育成・組織化を進めます。
- ●体験農園等の普及・促進に努めます。

(3) 農商工、観光との連携

- くにたち野菜としてのブランド化を図ります。
- ●加工事業者を育成していきます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】農業・農業施設を守るボランティアとして市内の農業に関わる。

地場農産物を出来る限り消費する。

有機農業に対する理解(農産物の規格)を深める。

【農業従事者】 意欲的に農業経営を行う。(エコファーマー・認定農業者の取得)



農地を維持する。

【NPO】地産地消のための流通を確立する。

【地 域】農業・農地の機能に対する理解を深め、農業生産活動の寛容に努める。

【 市 】農業従事者が農地を維持しやすいように支援を行う。

農家販売ルートを拡大する。

農業ボランティアを育成する。

新たな農業従事者の発掘・育成を行う。

健康な土づくりに向けたチップ堆肥と生ごみリサイクルシステムを確立する。 食育を推進する。

【 都 】 市の施策支援を行う。

【 国 】食育を推進する。

農業・農地を守るための制度を改善する。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 地產地消推進事業
- *活き活き都市農業推進事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立市都市計画マスタープラン
- *(仮称)国立市南部地域整備基本計画
- ※ 緑の基本計画
- * 国立市農業振興計画



「くにたち どろまみれ! 2011」



小学生稲作体験





安全で便利な移動の確保と 交通体系の充実

めざすまちの姿

歩行者が安全に行きかうことができ、だれにでも使いやすいよう道路が整備されています。

交通体系が充実し、市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用しています。

施策の目標

- ●公共交通機関を使った通勤・通学・昼間の移動を便利にします。
- ●自転車での移動を便利にします。
- ●公共交通不便地域を減らします。
- ●市内の道路が安全で快適に通行できるようにします。
- ●交通事故件数を減らします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	公共交通機関を使った通勤・通学・昼間の移動が便利だと思 う市民の割合(市内)	66.4%	70.0%
イ	公共交通機関を使った通勤・通学・昼間の移動が便利だと思 う市民の割合(市外)	75.2%	80.0%
ウ	自転車での移動が便利だと思う市民の割合	62.3%	70.0%
エ	公共交通不便地域(駅またはバス停まで200m以上の地域)	2.478km²	2.107km²
才	市内の道路が安全で快適に通行できると答えた市民の割合	22.3%	45.0%
カ	交通事故件数 [年間]	334件	300件

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において市内の移動が不便だと思うと答えた人の割合27.9%のうち20%減らすことを目指し、目標値を設定しました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において市外への移動が不便だと思うと答えた人の割合17.9%の うち20%減らすことを目指し、目標値を設定しました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において自転車での市内の移動が便利だと思わない、あまり思わないと答えた人の割合23%のうち30%減らすことを目指し、目標値を設定しました。

- エ. 南部地域に残る公共交通不便地域を減少させることを民間公共交通機関に働きかけることとし、目標値を設定しました。
- オ. 第2回国立市市民意識調査において誰もが市内の道路を安全に快適な通行ができると思わない、あまり思わないと答えた人の割合68.2%のうち30%減らすことを目指し、目標値を設定しました。
- カ. 2009 (平成21) 年に比べ約1割の減少を目指し、目標値を設定しました。

施策の現状と課題

自動車の登録台数及び有料自転車駐車場の登録台数は減少してきています。駅の乗客数やコミュニティバスの乗客数は、ここ数年微増傾向にありましたが、2009(平成21)年度は微減しました。また、放置自転車台数は横ばいとなっています。

交通安全については、法改正や東京都や警視庁の対応の強化などによって交通事故件数は減少してきています。

今後、高齢化に伴った移動困難者の増加が見込まれ、移動困難者への対応が求められます。また、コミュニティバスのあり方の検討や、放置自転車対策・交通安全対策といった交通に関する全体の計画となる(仮称)総合交通計画を、関係機関(公共交通事業者や東京都等)の協力を得ながら策定を進めます。

施策の目標を達成するための取組み

安全で便利な移動の確保と交通体系の充実

(1)交通体系の再構築

●(仮称)総合交通計画の策定を進めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ●交通安全施設等を整備します。
- ●違法駐車対策を推進します。
- ●交通安全教育を推進します。
- ●交通災害被害者への支援を行います。

(3) 自転車の安全利用の推進

- ●自転車駐車場を拡充します。
- ●放置自転車対策を強化します。
- ●関係団体との連携を行います。

(4)交通体系の充実

- コミュニティバスの運行。
- ●移動困難者の移動手段を確保します。



目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】交通ルールを遵守する。 自転車を放置しない。 公共交通機関をできる限り利用する。

【事業者】安全、確実な運行を図る。

【地 域】交通安全協会との連携を行う。

【 市 】 交通安全施設を充実する。

放置自転車対策を行う。

移動困難者対策を行う。

公共交通不便地域を減らす。

(仮称)総合交通計画の策定を進める。

【**国・都**】交通安全施設を設置する。 道路交通法に基づく取り締まりを行う。

施策の目標を達成するための基本事業

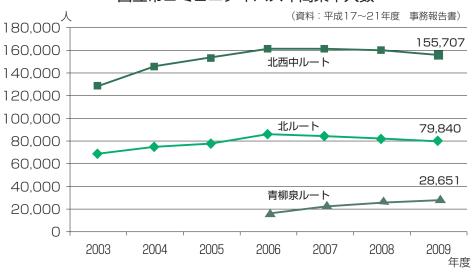
- * 自転車駐車場整備事業
- * 放置自転車対策事業
- ☆ コミュニティバス運行事業
- ** 交通安全施設整備事業
- *(仮称)総合交通計画策定事業
- ★ 矢川駅、谷保駅のバリアフリー化事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立駅周辺まちづくり基本計画
- * 国立市地域保健福祉計画
- ※ 国立市都市計画マスタープラン

参考データ

国立市コミュニティバス年間乗車人数



※2006年4月18日より、北ルートは1日1回増便し、青柳泉ルートは運行を開始しました。

国立市内での交通事故発生件数







市有財産の管理と有効活用

めざすまちの姿

公共・公用施設が適切に管理され、市有財産が有効に活用されています。

施策の目標

- ●1981 (昭和56) 年以前に建てられた市有施設の耐震改修等を進めます。
- 遊休土地の面積(一団50m以上)を減らします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	1981 (昭和56) 年以前に建てられた市有施設のうち耐震改修 等が終了した施設数	20施設	48施設
イ	遊休土地の面積(一団50㎡以上)	50,600.2m²	25,000 m²

【目標値設定の根拠】

- ア. 国立市耐震改修促進計画に基づき、1981 (昭和56) 年以前に建てた市有建築物48施設全てを 2015 (平成27) 年度までに耐震改修等を実施することを目標としました。
- イ. 2011 (平成23) 年度に清化園跡地の活用を行うことを目標としました。

施策の現状と課題

施設の耐震改修等については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本方針」において、法に定める特定建築物の耐震化率を2015(平成27)年までに少なくとも9割達成させることを目標とされています。このため、新耐震基準*以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を実施し、診断結果が基準値を下回る場合には、補強工事等を実施する必要があります。国立市には1981(昭和56)年5月31日以前に建設された市有施設が多数あり、国立市耐震改修促進計画に基づきこれらを優先的に、計画的に耐震診断、実施

※新耐震基準:中程度(震度5程度)の地震の際には建物が壊れないようにすること、強い地震(震度6程度)の際には建物の倒壊を防ぎ、建物中にいる人の安全を確保できるようにすることを目的に、1981(昭和56)年6月1日以降に施行された改正後の建築基準法の基準を言う。



設計、耐震改修工事を実施していかなければなりません。そのため、公共施設等整備計画の策定に 取り組み、計画的な施設改修を推進する必要があります。

また、遊休土地も含めて市有財産の将来にわたる活用について検証し、改修し利用継続していくのか、用途変更するのか、統廃合していくのか、不要であるのかを判断し、活用が見込めないと判断された財産については、売却や民間への貸付等の有効活用策を検討する必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

市有財産の管理と有効活用

(1) 適切な管理

● 公共施設等整備計画を策定し、耐震化や大規模改修を計画的に実施していきます。

(2) 有効活用

- ●市有財産全般の将来にわたる活用について検証します。
- ●活用が見込めない市有財産については、売却や民間への貸付等の有効活用策を検討します。
- ●市有財産の売却にあたっては、インターネット公売等の手法を取り入れていきます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】市有財産の管理・活用等に協力する。

【 市 】 公共施設等整備計画を策定する。

市有財産の将来にわたる活用について検証し、活用が見込めない市有財産については、売却や民間への貸付等の有効活用策を検討する。

施策の目標を達成するための基本事業

- ☆ ストックマネジメント事業
- ★ 公共施設等整備計画策定事業
- ★清化園跡地活用事業
- ☆ 公売事業 (インターネット公売等の手法の活用)

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立駅周辺まちづくり基本計画
- * 国立市耐震改修促進計画
- *(仮称)国立市南部地域整備基本計画





生活環境の保全とエコライフの推進

めざすまちの姿

市民が地球温暖化対策等、環境負荷軽減への理解を深め、エコライフが推進されています。快適な生活環境が保たれています。

施策の目標

- ●環境に配慮した取組みを行う市民を増やします。
- ●公害苦情に対して適切に対応します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

		成果を測る指標	現状値	目標値
		環境に配慮した取組みを行っている(積極的に取り組んでいる)と答えた市民の割合	25.7%	35.0%
,	イ	公害苦情処理割合	92.0%	100%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第1回国立市市民意識調査*では、33.4%の市民が積極的に取り組んでいると回答していたことから、この水準を上回ることを目指し、目標値を設定しました。
- イ. 市で苦情処理すべきものは適切に処理・対応すべきであることから、目標値を100%と設定しました。

施策の現状と課題

公害については、年によって件数の差は見られるものの内容には特に変化なく、92%の苦情に対応できています。また、環境負荷軽減に向けての取組みについては、社会的な関心の高まる中、環境に配慮した取組みを積極的に行っている市民の割合は減少しているものの、全く取り組んでいない市民の割合が3%に留まっています。

今後は、環境負荷軽減に向けての取組みについては、国が CO_2 の削減目標を打ち出していることもあり、国や東京都で補助制度を充実させると見込まれることから、社会的な関心の高まりと合わせた市の対応が求められます。

※2007 (平成19) 年度実施



また、環境基本計画を定め、市は1事業者として率先して環境負荷軽減に向けての取組みを推進しながら、国や都の制度を十分に活用し、市民への啓発を進める必要があります。公害については、開発が進むことに伴う苦情の増加が見込まれ、継続的に適切な対応を行う必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

生活環境の保全とエコライフの推進

(1)環境保全の仕組みづくり

- 計画的な環境づくりを行います。
- ●環境情報の提供を行います。

(2)環境保全型のまちづくり

- ●市役所としての地球温暖化対策を推進します。
- 市・都・国の制度を活用した啓発活動を推進します。

(3) 公害防止対策の充実

- ●公害の発生に対して迅速に対応します。
- ●公害調査や発生源対策を行い、規制基準を遵守します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】環境に配慮した取組みを実践する。

【地 域】地域清掃や環境学習を行う。

【 市 】環境に配慮した取組みを実践する。 市民への意識啓発を行う。 地域や団体活動に対する支援する。 公害苦情の受付と対応を行う。

【国・都】規制を強化する。環境に関する情報提供・意識啓発を行う。 補助制度の拡充を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- *環境基本計画策定事業
- ** 環境学習支援事業
- ★公害防止指導・相談事業

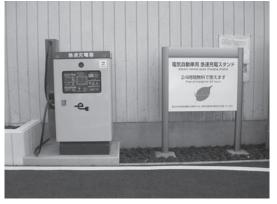
~ 関連する計画 ~

* 国立市地球温暖化対策実行計画





太陽光発電パネル(市役所屋上)



電気自動車用急速充電スタンド(市役所東側)

第4章・第3節





ごみの発生抑制と再資源化の推進

めざすまちの姿

EPR*'を柱としてごみの発生が抑制され、また、ごみが適正に処理され、環境負荷の少ない循環型社会*2が築かれています。

施策の目標

- 1人1日当たりのごみの総排出量を減らします。
- 総資源化率(集団回収を含む)を向上させます。
- ●埋め立てごみ量を0(ゼロ)にします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	1人1日当たりのごみの総排出量	839.9 g	786.9 g
イ	総資源化率(集団回収を含む)	35.8%	40.0%
ウ	埋め立てごみ量 [年間]	23 t	0 t

【目標値設定の根拠】

- ア. 国立市循環型社会形成推進基本計画で掲げている目標に基づき設定しました。
- イ. EPRの推進により新聞、ペットボトル、トレイ等を販売店に返却することを促します。これにより、市の回収率が下がるため総資源化率は下がりますが、生ごみやその他の紙ごみの資源化を積極的に進めていきます。目標値は、多摩地域の平均(36.7%)より高い水準の40.0%としました。
- ウ. 埋め立てごみの処分方法改善によりOtを目標としました。
- ※1 EPR: Extended Producer Responsibilityの略。拡大生産者責任のこと。生産者が使用済み製品を回収し、リサイクルまたは処理までの責任を負うことを指します。
- ※2 循環型社会:廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により循環資源 として利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑 制される社会。



施策の現状と課題

国立市のごみの排出量は、近年減少傾向にあり、国立市循環型社会形成推進計画で掲げる2010 (平成22) 年度目標を2009 (平成21) 年度時点で達成しました。

しかし、限りある資源や最終処分場への負荷の軽減、リサイクルにも新たなエネルギーの使用や 運搬による二酸化炭素の排出などの環境負荷がかかることを考えると、今後は、EPRを柱として発 生抑制に重点を置いたごみ減量施策に取り組み、循環型社会を目指さなければなりません。そのた めには、ごみにかかわる主体となる市民(排出者)・事業者(製造・販売等)・市(行政)がそれぞ れの責務に応じた対策を行う必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

ごみの発生抑制と再資源化の推進

(1) EPRを柱とした発生抑制

- 事業者に対し、容器包装等の自主回収を求めていきます。また、環境に配慮した商品づくりや販売方法を求めていきます。
- ●家庭ごみの有料化を行い、市民にごみの発生抑制、販売店への返却を求めます。

(2) 再資源化の推進

- ●生ごみなどの再資源化の方策を検討します。
- ●資源ごみの自己処理ルートを開拓します。

(3)環境負荷の少ない処理の推進

●ごみの処分方法を改善し、埋め立てごみ0(ゼロ)を目指します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】一人ひとりが家庭にごみとなるものを持ち込まず、販売店に返却できるものは返却し、 やむを得ず排出するものは分別を徹底する。

【事業者】EPRを推進する。

【地域】ごみ問題を通じたコミュニティの活性化を行う。

【 市 】ごみ減量に向けEPRの推進に努める。ごみの減量とリサイクルの推進、適正な処分の確保。

【 国 】EPRを法制化する。

施策の目標を達成するための基本事業

- ★ EPR 啓発事業
- * 家庭ごみの有料化
- ★埋め立てごみ (ゼロ)事業



~ 関連する計画 ~

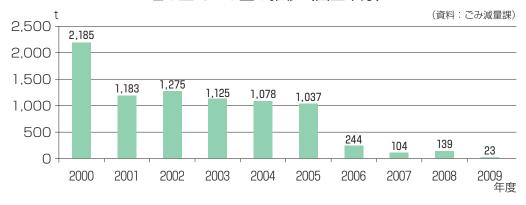
* 国立市循環型社会形成推進基本計画

参考データ

国立市ごみ量の推移



埋め立てごみ量の推移(国立市分)





環境フェスタ家具販売



ごみ 0一掃清掃



ごみ分別作業





防災対策の推進と 危機管理体制の構築

めざすまちの姿

災害時に生命・財産が守られ、被害が最小限に抑えられています。

施策の目標

- 地震や災害が起こったときに生命・財産が守られるよう施策を推進します。
- ●火災の件数、焼失面積を0(ゼロ)にします。
- ●住宅の耐震化率を高めます。
- ●家具転倒防止器具等を設置している市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	地震や災害が起こったときに生命・財産が守られると思う市 民の割合	25.3%	50.0%
イ	火災件数 [年間]	18件	0件
ウ	火災による焼失面積 [年間]	153m²	0 m²
エ	住宅の耐震化率	82.9%	90.0%
才	家具転倒防止器具を設置している世帯の割合	36.6%	60.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査の数値の倍増を目標としました。
- イ. 火災は予防できるという観点から、0件とすることを目標としました。
- ウ. 上記イと同様の観点から0㎡とすることを目標としました。
- エ. 国立市耐震改修促進計画に基づいて90%を目標としました。
- オ. 東京都地域防災計画に基づいて60%を目標としました。

施策の現状と課題

地震調査研究推進本部の長期評価(算定基準日:2011(平成23)年1月1日)によると、今後30



年の間にマグニチュード7程度の首都直下地震が起こる確率は70%程度とされており、大規模地震の切迫性が高まっています。また、2009(平成21)年には新型インフルエンザが発生し、鳥由来の強毒性新型インフルエンザの発生も危惧されています。

市はこれまでの地域防災計画を抜本的に見直した、国立市総合防災計画を2009(平成21)年2月に策定しました。今後は、計画に掲げる事業の着実な推進が必要です。また、BCP*の策定や、災害時要配慮者対策が求められています。

施策の目標を達成するための取組み

防災対策の推進と危機管理体制の構築

(1)安心なまちづくり

- ●住宅の耐震化を促進します。
- ●家具の転倒防止器具の設置を促進します。

(2) 自発的活動の推進

- ●避難所運営マニュアルの作成を進め、避難所運営体制を強化します。
- ●自主防災組織の活動を強化します。

(3) 災害対応能力の向上

- 災害時の初動体制の充実を図ります。
- 計画的備蓄を推進していきます。
- ●防災訓練の充実を図ります。

(4) 危機管理体制の構築

- ●各種災害対応マニュアルの作成を進めます。
- ●BCPの策定を進めます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】家具の転倒防止を行う。

住宅の耐震化に努める。 食料等の備蓄を行う。

【事業所】帰宅困難者に対する備えを行う。

【地 域】自主防災組織を結成する。 災害時要配慮者の支援を行う。

【 市 】国立市総合防災計画を推進する。

※BCP: Business Continuity Planの略。事業継続計画。災害発生時に災害発生前と同様の事業が継続できるよう備える活動計画。



施策の目標を達成するための基本事業

- * 住宅耐震化促進事業
- ☆ 災害時要配慮者避難支援プラン作成事業
- ☆ 避難所運営マニュアル策定事業
- ★ B C P 策定事業
- ☆ 防災訓練企画·実施事業

~ 関連する計画 ~

- 業 国立市総合防災計画
- * 国立市耐震改修促進計画

参考データ

国立市内の火災発生件数



第4章・第3節





防犯対策の推進

めざすまちの姿

市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、安全で安心に暮らせるまちとなっています。

施策の目標

- ●市内で発生する犯罪を減少させます。
- 犯罪の恐れのある危険な箇所 (ゼロ)を維持します。
- ●市民の防犯意識の高揚を図り、防犯対策を行う市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	市内の犯罪発生件数 [年間]	1,206件	1,000件
イ	犯罪の恐れがあると市民から指摘された市内の危険箇所数 [年間]	0箇所	0箇所
ウ	防犯対策を行っている市民の割合	79.6%	85.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 市内の犯罪発生件数は、2007(平成19)年度1,575件、2008(平成20)年度1,505件、2009(平成21)年度1,206件と減少してきています。今後は、1,000件まで減少させることを目標としました。
- イ. 現状値が0箇所なので、この水準を維持することを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査において、地域別で最も割合の高かった西地域の83.6%を超える ことを目標としました。

施策の現状と課題

近年は学校を中心として防犯カメラの設置(2006(平成18)年度)、防犯ブザーの配布(2007(平成19)年度)等子どもの安全に関する取組みを行いました。また、第2回国立市市民意識調査によると何らかの防犯対策を行っている市民の割合は79.6%でした。

国立市における犯罪発生件数のうち約半数が自転車盗ですが、ここ数年減少してきています。また、犯罪発生件数全体としても減少傾向にあります。しかし、防犯については今後も市が主体的に



取り組むことが重要です。さらに、市内および近隣市で重大犯罪が発生した場合、警察、防犯協会、 学校等の関係機関と連携し、「安心・安全メール」などを通じ市民に情報を発信し、市民の安全を 確保していく必要があります。

また、地域での防犯対策に取り組んでいる市民の割合が6.5%であることから、地域の防犯意識の高揚を図ることが求められています。そのためには、市民自身と関係団体による防犯体制づくりの推進とともに、交番への警察官の常駐、警察官による地域パトロールを都に継続的に要望するなどの取組みが必要です。

施策の目標を達成するための取組み

防犯対策の推進

(1) 防犯意識の高揚

警察・防犯協会・自治会・学校・商店会等との連携を図ります。

(2) 防犯体制づくり

- ●防犯灯の管理を行います。
- ●犯罪情報を提供します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】消費者犯罪(悪徳商法等)情報を入手する。

地域でのコミュニケーションを図る。

防犯に配慮した建物とする。(センサー・明かりをつける、警備会社に委託する、二重ロックにする、死角を作らない)

日常生活での防犯対策を行う。(人通りの多い所や明るい所を歩く、自転車に鍵をかける、 自転車のかごにネットをかける)

【地 域】子どもや高齢者の見守りを行う。

地域住民の連携づくり。

防犯活動を行う。

【 市 】職員による防犯パトロールを実施する。

警察、防犯協会、自治会、学校、商店会等との連携を図る。 防犯メールをはじめとした犯罪情報(悪徳商法等の消費者犯罪予防含む)を発信する。

【国・都】交番を設置する。

パトロールを強化する。

意識啓発・情報提供を行う。

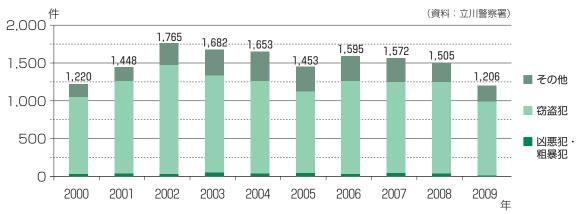


施策の目標を達成するための基本事業

- * 防犯灯・街路灯・装飾灯電気料助成事業
- * くにたちメール配信
- ☆ ひったくり・振り込め詐欺防止キャンペーン

参考データ

国立市内での犯罪発生件数





市内一斉防犯活動

第4節

まちをつくる

施策24 後世に引き継ぐまちなみ

施策25 都市基盤の整備

施策26 水とみどりをはぐくむまち

施策27 下水道の整備







後世に引き継ぐまちなみ

めざすまちの姿

このまちの美しい景観やまちなみが後世に引き継がれています。 市民や事業者と連携しながら、地域特性にふさわしい土地利用がされています。

施策の目標

- ●都市景観形成基本計画の重点地区数を増やします。
- ●良好な景観やまちなみの形成を図ります。
- ●無秩序な市街化を防ぎ、良好な市街地の形成を図ります。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
7	都市景観形成基本計画の重点地区数	2地区	4地区
	住民による景観支持率	72.5%	80.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 都市景観形成基本計画で重点地区候補地として挙げられた4地区を重点地区として指定する ことを目指し、目標値を設定しました。
- イ. 第1回国立市市民意識調査*では、77.2%の市民が美しいまちなみを保全・形成していると思うと回答していたことから、この水準を上回ることを目指し、目標値を設定しました。

施策の現状と課題

大学通りを一例とした先人から引き継いだ優れた景観についての市民の愛着は高く、現在、景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定を進めています。

また、2003(平成15)年2月に策定された国立市都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、庁内及び市民参加による評価を行った結果、見直しが必要となりました。

このことから、多くの市民の貴重なご意見・ご提案をいただき、庁内で見直し案の検討を重ね、 2011 (平成23) 年2月に見直し(改訂)を行いました。



今後は、美しいまちなみを守り、後世に引き継ぐため、景観法に基づく景観行政団体への移行、地区計画の推進、絶対高さ高度地区の導入及び景観に関する条例などのしくみの整備に向けた市民理解と合意形成促進の取組みを行っていく必要があります。

また、国立駅周辺については、2009(平成21)年11月に策定された国立駅周辺まちづくり基本計画に基づき、事業実施に向け市民・関係機関等との協議を行い、合意形成を図りながら事業を進めていく必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

後世に引き継ぐまちなみ

(1)美しいまちなみの形成

- ●景観法に基づく景観計画・景観条例を策定します。
- ●重点地区の指定を行います。
- まちづくり条例を策定します。
- 良好な住環境の形成を図ります。

(2) 計画的なまちづくりの推進

- 良好な住環境を確保し、地区計画の推進を図ります。
- ■国立駅周辺まちづくり事業の推進を図ります。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】自発的なルール作り。

イベントの実施などで景観に対する意識を高める。

【事業者】事業活動に関し、良好な景観の形成に努める。

【地域】大学通り景観形成協議会など、重点地区でのルール作りとマネジメント。

【 市 】 景観行政の強化のため景観法に基づく景観行政団体へ移行する。

東京都の景観計画と整合の取れた市の景観計画の策定、景観法の委任条例に基づく届出制によって景観の良好な維持・保全を担保する。

地区計画におけるルール作りの支援を行うため、住民説明会の開催などにより景観等の まちづくりに対する市民への意識づけを行う。

- 【 都 】東京都景観条例に基づく監理を行う。
- 【 国 】 普及啓発活動を通じて景観に対する国民の理解を深める。



施策の目標を達成するための基本事業

- ※ 都市景観形成推進事業 (計画策定及び景観条例・まちづくり条例の策定)
- ** 絶対高さ高度地区導入事業
- ※旧国立駅舎保存・復原事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立市都市計画マスタープラン
- * 国立市都市景観形成基本計画
- ※ 国立駅周辺まちづくり基本計画







城山付近のハケ

第4章・

第 4 節





都市基盤の整備

めざすまちの姿

このまちの特性にあった基盤整備が行われ、だれもが住みよい環境になっています。

施策の目標

- ●地域特性にあった基盤整備を進めます。
- ●住みやすい環境づくりを推進します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	各地域の特性にあった基盤整備がされていると思う市民の割合	64.7%	70.0%
イ	生活に必要な都市基盤が整備されており、住みやすい環境で あると感じている市民の割合	67.8%	71.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 国立市市民意識調査において、都市基盤が整備されている富士見台地域の2009(平成21)年 度の水準である70%を目指すこととし、目標値を設定しました。
- イ. 国立市市民意識調査において、北・東・中・西地域においてはJR中央線連続立体交差事業や都市計画道路 3・4・10号線局所改良事業の完了により、住環境が向上し、80%の水準になると想定し、また、南部地域では城山南地区及び下新田地区の土地区画整理事業が完了することなどから、全市として71%の水準を目指すこととし、目標値を設定しました。

施策の現状と課題

国立駅周辺ではJR中央線連続立体交差事業が進展し、また南部地域では日野バイパスの全線開通や甲州街道以南の都市計画道路3・3・15号線の開通ならびに青柳地域の緑川上部道路や谷保地域の市道南第33号線3の整備などにより、基盤の整備は進んできています。

今後は、関係者等との協議や関係地権者等の理解を得る中で、都市計画道路 3・4・10号線の整備、城山南土地区画整理事業(約6.4ha)、下新田土地区画整理事業(約1.5ha)の完成、国立駅周辺まちづくり基本計画に基づく基盤整備、(仮称)国立市南部地域整備基本計画に基づく基盤整備や、矢



川上土地区画整理事業の整備手法の検討が見込まれています。

また、移動の利便性や安全性の向上を図るため、だれもが安全、安心に通行できる道路環境の整備も図る必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

都市基盤の整備

(1) 地域特性にあった都市基盤の整備

- ●土地区画整理事業の推進を図ります。
- ■国立駅周辺まちづくり事業の推進を図ります。
- ●(仮称) 国立市南部地域整備基本計画に基づく基盤整備の推進を図ります。
- ●都市計画道路の整備を図ります。
- JR中央線連続立体交差事業の推進を図ります。

(2) 住みやすい環境の整備

- 地域特性を守るルール (地区計画・建築協定等) の推進を図ります。
- ●町名地番整理の推進を図ります。
- ●歩行環境の整備や老朽化した舗装改良整備を行います。
- ●道路台帳の整備を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】都市基盤の整備についての理解を深め、地域にあった土地活用を図る。

【地 域】地域での話し合い(地域特性を活かす、守るための計画・ルールづくり)への参加。

【 市 】国立市都市計画マスタープランに基づき、全体計画(土地利用政策)を公表する。 地域別計画の策定を住民と行う。

> 都市基盤整備(都市計画道路整備事業、土地区画整理事業、国立駅周辺まちづくり事業、 狭あい道路対策など)を図る。

道路の適切な維持管理を行う。

【 **都** 】整備・開発・保全の方針に基づき都内全体の都市計画を公表する。 都市計画道路の整備を図る。



施策の目標を達成するための基本事業

- * 土地区画整理事業
- ☆町名地番整理事業
- ※ 国立駅周辺まちづくり事業
- ★ J R 中央線連続立体交差事業
- * 道路整備及び維持管理事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立市都市計画マスタープラン
- *(仮称)国立市南部地域整備基本計画
- ※ 国立駅周辺まちづくり基本計画



高架化されたJR中央線



平成22年3月に整備された市道南33号線3





水とみどりをはぐくむまち

めざすまちの姿

みどり豊かなまちになっています。 市内の貴重な水資源の水量や水質が向上しています。

施策の目標

- みどりの多いまちにします。
- ●湧水の水質を維持します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	みどりが多いまちだと感じる市民の割合	38.2%	55.0%
イ	湧水の測定地点における水質基準(環境基準)達成率	100%	100%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第1回国立市市民意識調査*においては、52.5%の市民が「みどりが多いまちだと感じる」 と回答していることから、この水準を上回ることを目指し、目標値を設定しました。
- イ. 現状値として達成率が100%であるため、その状態を維持することを目標としました。

施策の現状と課題

みどりは、身近な自然とのふれあいや安らぎ、冷涼な空気を生みだす憩いの場の提供等、市民生活にとって不可欠なものであり、また、環境保全、防災、レクリエーション、都市景観等の面でも重要な役割を担っています。市では、公共施設に対する緑化の取組みをはじめたものの、近隣市と同様、都市化の進行により、農地を含む市内の緑地面積は減少傾向にあります。

こうした状況を真摯に受け止め、また、既存のみどりへの取組みを自治体共通の課題としてとらえることとし、2010 (平成22) 年5月に東京都・区・市町村合同で緑確保の総合的な方針が策定されました。今後はこの方針に基づく施策を計画的に実施し、みどりを確保していく必要があります。 湧水については、冬期を中心として水量の低下がみられるため、今後も引き続き雨水浸透ますに



代表される地下水の水量を確保する取組みが求められます。水質については、水質基準を達成していますが、今後も引き続き維持していく必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

水とみどりをはぐくむまち

(1) みどりの確保

- ■屋上緑化・緑のカーテンなど、公共施設の緑化を行うとともに、民間の建物でも進めていきます。
- ●民有地の緑化の推進を図ります。
- 青柳崖線や城山公園等の地域の自然と歴史を受け継ぎ、みどりを保全します。
- ●農地保全の取組みを進めます。

(2)水量の確保

● 雨水浸透ますの設置促進等により、地下水の保全(雨水浸透の促進)を行います。

(3) 水質の維持

水質の調査・監視を行い、現在の水質基準を維持します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】樹木や花の植栽と管理を行う。(ハケを含む) 生垣・雨水浸透ますの設置を行う。 雨水利用や井戸の保存を行う。

【地 域】公園協力会の充実、矢川の清掃、大学通りの緑地帯等の維持管理を行う。 大学のみどりの管理を行う。

【NPO】緑化推進の啓発を行う。

- 【 市 】公共施設の緑化、公園・児童遊園等の整備と維持管理を行う。 歩道上のみどりの管理、農業用水・水路の施設管理を行う。 自然環境の保全や新たに創出していくことの大切さについて啓発を行う。
- 【 都 】 道路上のみどりの管理、水道水源の管理を行う。
- 【 国 】 道路上のみどり・多摩川の管理を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 緑化推進事業
- * 崖線等保全事業
- ★公園維持管理事業(都市公園・児童遊園等)



※ 雨水浸透ます設置助成事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立市緑の基本計画
- * 国立市水循環基本計画

参考データ

湧水水質分析結果(2009(平成21)年度)

単位:mg/le (除くpH)

	рН	DO	BOD	COD	SS
ママ下湧水*1	6.6	8.2	0.2	0.4	0.0
基準値 *2	6.5~8.5	7.5以上	1以下	なし	25以下

(資料:平成21年度 事務報告書)

- ※1…データは年6回調査を行った平均値です。採取場所はママ下湧水公園です。
- ※2…ママ下湧水自体の基準はありませんが、参考までに河川の「生活環境の保全に関する環境基準」 の内、最も厳しいAA類型の値と比較しました。

【用語説明】

● pH 水素イオン濃度

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性、それより大きい場合はアルカリ性、小さい場合は酸性になります。

● DO 溶存酸素

水中に溶けている酸素の量です。

● BOD 生物化学的酸素要求量

水の汚濁状態を表す指標の一つで、溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいいます。

● COD 化学的酸素要求量

水中の有機物などを酸化剤で酸化する時に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものです。

● SS 浮遊物質量

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことです。

第4章・

第 4 節





下水道の整備

めざすまちの姿

市内全域が浸水被害から守られています。
多摩川などの公共用水域の良好な水質が維持されています。

施策の目標

- ●市内の雨水整備率を高めます。
- ●多摩川などの公共用水域の良好な水質を維持します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	雨水整備率(雨水処理面積/計画面積×100)	93.0%	94.0%
イ	雨天時放流水質のBOD*	35mg/l	30mg/l

【目標値設定の根拠】

- ア. 国立市下水道プラン2010で掲げた目標達成を目指し、目標値を設定しました。
- イ. 下水道法施行令を基準として現状よりさらに良好な水質を目指すこととし、目標値を設定しました。

施策の現状と課題

現在、市内の下水道施設については老朽化が進んでおり、その対策及び耐震化が求められています。また、合流式下水道については、国立市合流式下水道改善計画に基づき雨天時の放流水質の改善に努めています。

今後は、2010 (平成22) 年4月に策定した国立市下水道プラン2010に基づき、下水道施設の老朽化対策や下水道管きょの耐震化、分流区域の雨水管きょの整備などの推進とともに、下水道事業の経営健全化にも本格的に取り組んでいく必要があります。

[※] BOD(生物化学的酸素要求量):水の汚濁状態を表す指標の一つで、溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいいます。



施策の目標を達成するための取組み

下水道の整備

- (1) 快適な生活環境(衛生的、安心安全)の維持・創出
 - ●下水道の普及を促進し、併せて浸水対策や耐震化を進めていきます。
- (2) 環境の保全(水環境・循環型社会)
 - 合流式下水道改善対策の推進や下水道処理水の積極的活用を進めます。
- (3) 下水道機能の維持
 - ●施設の老朽化対策を進め、効率的な維持管理を行います。
- (4)下水道の持続
 - 経営健全化に努め、また、広報の充実も図っていきます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

- 【市 民・事業者】雨水浸透施設を設置する。 排水の水質(油等)に配慮する。
- 【 市 】 合流式下水道改善計画を実施する。 市の下水道施設の維持管理を行う。 水質調査を継続的に実施する。
- 【 **都** 】 合流式下水道改善計画を実施する。 都の下水道施設の維持管理を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- ★ 合流式下水道改善対策事業
- * 下水道施設耐震化事業

~ 関連する計画 ~

- ※ 国立市下水道プラン2010
- * 合流式下水道緊急改善計画
- ※ 国立市下水道総合地震対策計画
- * 国立市総合防災計画

第5節

推進体制

施策28 情報の公開と個人情報保護

施策29 市民参加・協働の推進

施策30 効果的・効率的な行政運営の推進

施策31 健全な財政運営

施策32 議会運営の支援







情報の公開と個人情報保護

めざすまちの姿

行政情報が広く市民に公開され、個人情報が適切に保護されています。

施策の目標

- ●市政情報を積極的に公開します。
- ●個人情報の保護を的確に行います。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	18.2%	22.0%
イ	行政が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合	37.8%	41.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査の地域別集計で、サンプル数の少ない地域を除いた中での最高値である21.3%以上を全体として目指すこととし、目標値を22%としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査の地域別集計で、地域別に最も高い40.8%以上を全体として目指すこととし、目標値を41%としました。

施策の現状と課題

【情報公開】市ホームページをより利用しやすいものとするため、CMS*を導入しました。今後は、積極的な情報公開(情報提供)の手段として、より一層の活用を図ることが求められます。また、広報活動として、2010(平成22)年10月から定例記者会見を始め、報道機関を通し広く市政に関する情報を提供するほか、市報に有料広告欄や市内団体等のイベント・催し物を紹介する「みんなの伝言板」コーナーを設けました。そのほかにも、予算編成過程の情報公開や各担当課での市民説明会などを実施しています。市民参加・協働の推進等に向けて、今後もこれらを一層推進するととも

※CMS: Contents Management System (コンテンツマネジメントシステム) の略称。誰でも簡単にWebサイトを管理・更新できるシステムのことをいいます。



に、市民団体等がこれらを活用することにより「情報提供」から「情報共有」への展開を図ってい く必要があります。

【個人情報保護】2009(平成21)年度は、引き続き情報セキュリティ外部監査を行い、個人情報保護制度の運用水準を高めました。今後は、総務省ガイドラインの改定等に伴う情報セキュリティポリシーの見直しを行い、その周知徹底を図ることにより、セキュリティレベルの更なる向上を目指さなければなりません。

施策の目標を達成するための取組み

情報の公開と個人情報保護

(1)情報の公開

- ●積極的な情報提供・公開を行います。
- 情報を公開するだけでなく、「共有」していく視点に立ち、行政と市民、市民間における 情報共有化を目指します。

(2) 個人情報保護

- 個人情報保護制度の適正運用を行います。
- 個人情報の漏えい等のリスク管理体制を時代に応じて見直し、市民の重要な財産である 個人情報の保護を徹底していきます。
- ●情報セキュリティポリシーを遵守します。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】市報、ホームページなどで行政情報を実際に入手・理解し、行政に対するチェック意識を持つ。

自己の情報を自ら管理しようとする意識を持つ。

【地 域】自治会など住民団体を通じて、地域間・地域内で行政情報を広く共有、活用する。

【 市 】わかりやすく積極的な情報提供を行う。

入手した市民の個人情報を定められたルールに従って取り扱う。

施策の目標を達成するための基本事業

- * 市報くにたち等発行事業
- *ホームページ維持管理事業
- ★情報セキュリティポリシーに基づく監査事業

第4章・第5節





市民参加・協働の推進

めざすまちの姿

市民・NPO・事業者がまちづくりに積極的に参画しています。

施策の目標

- ●市との協働事業に参加する市民を増やします。
- 市政に参画(審議会、ワーキンググループ等)している市民を増やします。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	行政との協働事業に参加したことのある市民の割合	14.3%	21.0%
イ	市政に参画(附属機関、審議会、ワーキンググループ等)している市民の割合	7.6%	14.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 第2回国立市市民意識調査において、地域別の水準が高く自治会活動が活発な谷保地域の 20.3%を超えることを目標としました。
- イ. 第2回国立市市民意識調査において、地域別の水準が高い泉地域の14.0%を目標としました。

施策の現状と課題

市民が主権者として施策やまちづくりに参加できるよう、各種委員会などへの市民参加の機会、 市政に関する情報の公開と提供、意見箱の設置などの場づくりを推進してきました。第2回国立市 市民意識調査によると、協働事業に参加したことのある市民が14.3%、市政に参画している市民の 割合が7.6%となっています。

今後は、よりいっそう市民の声を反映させるため、さらにあらゆる場を通じた市民の意見聴取に 努めるとともに、その仕組みづくりを推進する必要があります。また、効率的な行政運営のために は、市民・NPO・事業者・市等による協働事業の推進、充実が市組織全体に求められています。



施策の目標を達成するための取組み

市民参加・協働の推進

(1) 市民の声を反映させる仕組みづくり

●市民意見箱、メール等を通じた市民参加の仕組みとルールづくりを進め、「市民の声」を 市政に反映させます。また、住民投票についても検討し、市民が市政に参加できる機会 を保障するため、条例を定めます。

(2) 市民・地域・NPO・事業者・行政等の情報の共有化

- ●くにたちNPO活動支援室を通じた情報の提供と共有化を図ります。
- ●出前講座「わくわく塾くにたち」の実施による行政情報の提供を行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】自主・自発的な活動を行う。

【地域・NPO・事業者等】連携・協働事業の推進を図る。

【 市 】 市民や団体がどのような目的でどのような活動をしているか広く情報収集し、必要な情報提供を行う。(全体調整)

協働マニュアルの作成、参画のルールを条例化し、協働や参画を推進する。

【国・都】NPOの認証や税制などの法令整備を行う。

施策の目標を達成するための基本事業

- ※(仮) 自治基本条例の制定
- * くにたちNPO活動支援室運営・協働事業
- ☆「くにたちNPO・市民交流会」開催事業



くにたちNPO・市民交流会



NPO支援室防災講座





効果的・効率的な行政運営の推進

めざすまちの姿

市のあらゆる活動を効果的・効率的に行っています。 市民から、より信頼される市役所になっています。

施策の目標

- ●「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015(案)」に取り組みます。
- 定員管理計画により、市の職員をより適正な人数にします。
- ●市の組織運営や職員の仕事ぶりに対する信頼感を高めるとともに不満の解消を目指します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015 (案)」の達成率	_	100%
イ	職員1人当たりの人口数	168人	173人
ウ	市の組織運営や職員の仕事ぶりに信頼感を持っている市民の割合	46.2%	70.0%
エ	市の組織運営や職員の仕事ぶりに不満を持っている市民の割合	15.3%	7.0%

【目標値設定の根拠】

- ア.「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015(案)」の全ての項目を達成することを目標としました。
- イ. 定員管理計画目標を達成することを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査で、市の組織運営や職員の仕事ぶりに信頼感を持っていると回答 した市民の割合を5年でおおむね1.5倍にすることを目標としました。
- エ. 第2回国立市市民意識調査で、市の組織運営や職員の仕事ぶりに不満を持っていると回答した市民の割合(15.3%)を5年間で半分以下にすることを目標としました。

施策の現状と課題

2004 (平成16) 年度~2007 (平成19) 年度にかけての三位一体の構造改革の影響、近年の100年 に一度といわれる景気低迷の影響により、全国の地方自治体では財政状況が悪化し、より効果的・



効率的な行財政運営が求められています。また、地方分権改革に伴い、身近な行政サービスについて地方自治体が担う役割がさらに高まってきています。

国立市においても、財政状況の悪化を受けて、各種健全化の方策により市民負担を求めている状況もあり、行政もスリム化や各種行政改革への取組みが求められています。

財政状況は、当面、「財政調整基金」と「赤字地方債」での予算編成となり、健全化の着実な推進が必須です。一方、人材育成については人材育成基本方針に基づき、多様化・高度化した行政ニーズに応えられる職員の育成が急務となっています。

今後は、行政評価による更なる事務事業の見直し、整理に取り組むとともに、社会経済状況の変化に対応した市民サービスの組替えと簡素で効率的な組織づくりを進め、限られた行政資源を効果的・効率的に活用していくことが必要となります。

施策の目標を達成するための取組み

効果的・効率的な行政運営の推進

(1) 職員の行政能力の向上と意識改革

- ●人材育成基本方針に基づき、多様化・高度化した行政ニーズに応えられる職員を育成し、 市民との協働を推進するため、職員のコーディネート能力向上に努めます。
- 人事評価制度の充実を図るとともに、職位に応じた給料体系の整備に努めます。

(2) 行財政改革の推進

- ●赤字地方債に頼らない「収支均衡」の財政運営と財政の弾力性を確保する「経常収支比率」 の改善を目標とし、健全化の方策を着実に推進します。
- 施策・事務事業の評価(行政評価)を継続し、また、第三者評価の仕組みづくりを行います。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】市の施策に関心を持つ。 市政に積極的に参画する。

【地 域】限られた行政資源を有効に活用するため、地域でできることは地域で行い、行政と協働でできることは協働で行う。

【 市 】 研修や人事を通しての職員の人材育成と適正配置を行う。

職員の意識を改革する。

市民への説明、情報の公開をする。

行政評価に基づく施策・事務事業を点検し直す。

【国・都】地方自治を保障するために権限と税源を市町村に移譲する。

第4章·第5節



施策の目標を達成するための基本事業

- ★ 人事評価制度の確立
- * 給与制度の改革
- ※ 行政評価システムの運用及び第三者評価の仕組みづくり
- ※「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015 (案)」に基づく健全化の推進

~ 関連する計画 ~

- ※「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015 (案)」
- ☆ 定員管理計画
- * 人材育成基本方針

参考データ

国立市職員数



第4章・第5節





健全な財政運営

めざすまちの姿

事業実施のための安定的な自主財源を確保し、自律した財政運営をしています。

施策の目標

● 収支均衡の財政運営と財政の弾力性確保を目標に、下記のように財政指標を改善します。

「経常収支比率*1(赤字地方債を分母に含めない)を改善します。

特別会計への繰出金(赤字補てん分)*2を減らします。

自主財源比率*3を高めていきます。

将来負担比率*4を改善します。

市税の徴収率を向上させます。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	経常収支比率(赤字地方債を分母に含めない)	102.0%	99.0%
イ	一般会計から特別会計への赤字補てん金額	10億9,729万7,000円	9億円
ゥ	自主財源比率	62.4%	64.0%
エ	将来負担比率	34.0%	31.0%
才	市税徴収率	96.1%	96.8%

【目標値設定の根拠】

- ア. 税収減と扶助費等の伸びにより悪化が見込まれますが、収支改善の努力をし、100%を切ることを目標としました。
- イ. 現状より赤字補てん額の増加が見込まれるため、特別会計の収支の改善を図り、約2億円の 削減を目標としました。
- ウ. 歳入確保により改善を図ることを目標としました。
- エ. 現状値以下とすることを目標としました。
- ※1 経常収支比率:市税など毎年経常的に入る収入を、どれだけ経常的支出(人件費、公債費、扶助費等)に使ったのかを示す割合で、市財政の弾力性を測る数値になります。 [※2~4は次ページ]



オ. 多摩地域のトップクラスの徴収率を目標としました。

施策の現状と課題

バブル経済の崩壊による市財政の悪化以降、職員定員削減や既存事業の見直し等、行財政改革を行い、また、建設事業を抑制するなどして、収支の改善を図ってきましたが、2004(平成16)年度~2007(平成19)年度にかけての三位一体改革が進められ、国庫補助負担金の削減、税源移譲(国立市は減収)および地方交付税の削減が行われたことにより市の収入が大幅に減少するなど、さらに財政状況は悪化しています。

現在の財政状況では、今後、新規・拡充事業ばかりでなく、既存の事業についてもこのまま継続することが困難になる可能性があり、さらなる歳入の確保に努める必要があります。そのため、財政健全化を推進するとともに、税に対する市民の理解を得ながら、企業誘致や広告収入等による自主財源の確保、徴収率の向上や市税以外の市債権の確保を目指す必要があります。

施策の目標を達成するための取組み

健全な財政運営

(1) 自主財源の確保

企業誘致や広告収入等による自主財源の確保に努めます。

(2) 徴収率の向上、市税以外の市債権の確保

- 市債権回収条例を制定します。
- ●多様な納税方法の検討・導入を行います。

(3)公平・的確な課税

●市民の理解と信頼を得るために適正な課税を行い、市税等の課税客体の的確な把握に努めます。

(4) 税及び税以外の市債権に対する市民の理解

- ●税及び税以外の市債権に対する市民への情報提供及び相談体制を充実し、市民の視点に 立ったわかりやすい行政サービスを目指します。
- ※2 繰出金(赤字補てん分):一般会計から特別会計へ支出する経費を繰出金といいます。赤字補てん分とは、繰出金のうち基準を超えて支出する金額のことをいい、保険税や使用料の不足がその一因となっています。
- ※3 自主財源比率:自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金 及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金等がこれに該当します。自主財源比率とは、歳 入全体に対する自主財源の占める割合をいいます。
- ※4 将来負担比率:一般会計等が将来負担しなければならない実質的な負担の、標準財政規模を基本とした額に対する割合をいいます。



- 【市 民】税に対する理解を深め、遅滞なく税を納める。 税金の使われ方に関心を持つ。
- 【 市 】公平・的確な課税、徴収率の向上、財源の確保をする。 財政情報を積極的に公開する。 税に対する市民の理解と協力を得る啓発活動を行う。
- 【国・都】市の担う役割にふさわしい税源を移譲する。 国・都の責務によるべき事業について、適正な財源を負担する。

施策の目標を達成するための基本事業

- ★ 多様な納税方法の検討・導入(コンビニ収納等)
- * 市債権回収業務の確立
- 業課税システムの整備・充実
- ☆ 適正な課税を行うための職員研修等の充実

~ 関連する計画 ~

※「次世代のための国立市行財政健全化プラン2015 (案)」

参考データ

国立市の経常収支比率



※()内の数字は、分母に減税補てん債および臨時財政対策債を加えた算式で計算したものです。





インターネット公売の下見会(市役所市民ロビー)



収納課イメージキャラクター 「立ペイ君」

第4章・第5節





議会運営の支援

めざすまちの姿

議会の役割が十分に発揮されるように支援するとともに、議会の情報を広く市 民に公開しています。

施策の目標

- 議員提出条例・意見書・決議・要望の件数が増えるように支援します。
- 支援体制に対する苦情が出ないよう努めます。
- 議会に関する情報を積極的に公開します。

◆2015 (平成27) 年度の数値目標◆

	成果を測る指標	現状値	目標値
ア	議員提出条例・意見書・決議・要望件数[年間]	10件	17件
イ	支援体制に対する苦情件数 [年間]	0件	0件
ウ	議会に関する情報がある程度公開されていると思う市民の割合	34.2%	45.0%

【目標値設定の根拠】

- ア. 社会情勢によって変わる数字であるため、2007(平成19)年度~2009(平成21)年度の平均値を目標値としました。
- イ. 現状値として支援体制に対する苦情はないため、その状態を維持することを目標としました。
- ウ. 第2回国立市市民意識調査で、年代別に最も高い水準である65歳~69歳の41.4%を超える数値を目標値としました。

施策の現状と課題

2009 (平成21) 年度から実施した本会議のインターネット中継により、本議会の内容が広く公開されています。さらに開かれた議会を充実するため、今後においてもインターネット中継の整備や議会報の充実に向けた取組みが必要です。また、議会活動の支援については、事務局職員の能力向上に向け、積極的に議会運営に関する専門的研修に取り組む必要があります。

第4章・第5節



施策の目標を達成するための取組み

議会運営の支援

(1) 市民への情報公開・情報提供

●議会報及びインターネット中継システムの充実に努めます。

(2) 議会活動の支援

●議会が円滑に運営されるよう、議会事務局職員の能力の向上に努めます。

目標達成に向けての役割分担と市民への期待

【市 民】議会活動に関心を持つ。

【地 域】議会活動に関心を持つ。

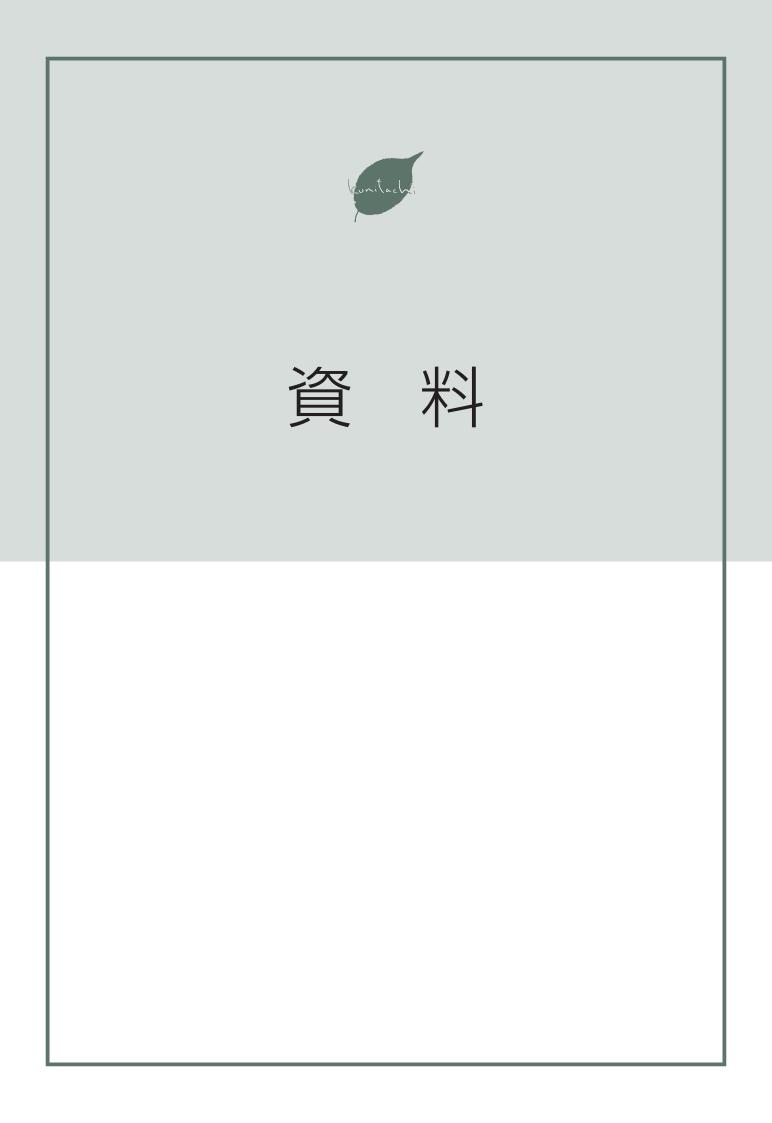
【 市 】議会が円滑に運営されるように支援するとともに、議会の情報を広く公開する。

【 都 】議事運営等の助言をする。

【 国 】議会が円滑に運営されるように法令を整備する。

施策の目標を達成するための基本事業

- 業議会インターネット中継システムの整備・普及
- 業 議会報等の充実
- ** 職員研修の充実



第2次基本計画策定経過

年 月 日	策定経過
平成21年12月22日~平成22年4月16日	政策ビジョン検討プロジェクトチーム(※1)会議(全9回)
平成22年 4月22日	政策ビジョン検討プロジェクトチーム報告会
4月28日	第1回基本計画企画会議(※2)
6月11日	市議会総務文教委員会にて経過と日程等報告
6月21日 ~ 6月25日	第1回基本計画分科会議(※3)
7月 5日	第2回基本計画企画会議
7月 9日	第2次基本計画素案策定
7月16日 ~ 7月18日	基本計画ロビーミーティング(延べ104名の参加)
8月 5日 ~ 8月23日	第2次基本計画素案への意見募集(6名より意見)
9月10日	市議会総務文教委員会にて策定経過報告
9月16日 ~ 9月30日	第2回基本計画分科会議
10月 6日	第3回基本計画企画会議
10月27日	第2次基本計画原案策定
10月28日 ~ 11月 8日	第2次基本計画原案への意見募集(1名より意見)
12月10日	市議会総務文教委員会にて策定経過報告
平成23年 1月 6日	第4回基本計画企画会議
1月17日	第2次基本計画2次原案策定
1月24日 ~ 2月 7日	第2次基本計画2次原案への意見募集(意見なし)
2月25日	第2次基本計画(案)策定
3月 7日	市議会全員協議会にて第2次基本計画(案)報告
3月31日	第2次基本計画決定

- ※1「政策ビジョン検討プロジェクトチーム」…第四期基本構想第2次基本計画の策定にあたり計画期間の5年間に重点的に取り組むべき具体性のある「政策ビジョン」を提言するために設けられたプロジェクトチーム。
- ※2「基本計画企画会議」…部長・課長・係長級の職員64名から構成され、基本計画について計画・審議 を行う。
- ※3「基本計画分科会議」…「ひとを育てる、守る」、「ひとが生きる、暮らす」、「まちをつかう」、「まちをつくる」、「推進体制」の5つに分かれ、それぞれの担当分野に関する調査、計画等を行う。



国立市総合基本計画に関する規則

昭和44年9月17日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、国立市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合基本計画に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において「総合基本計画」とは、市民の将来の幸福と福祉の増進を求め、市政の 方向を明らかにして、その実現を目標とするものをいい、基本構想、基本計画及び実施計画をさ すものをいう。
- 2 この規則において「基本構想」とは、市の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画、実施計画及びその他の事務事業計画の基礎となるものをいう。
- 3 この規則において「基本計画」とは、基本構想においてかかげる将来の目標等について、その 施策、手段の大綱の総量及び根幹的事業を示すものをいう。
- 4 この規則において「実施計画」とは、基本計画において定められた施策の大綱を現実の行財政の中で、どのように実施していくかを明らかにするものをいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合基本計画は、行政各部門相互間の連携を保ちながら、総合的成果をあげるよう策定しなければならない。

(基本構想の策定)

- **第4条** 基本構想の期間は10年とする。ただし、5年を経過するごとに検討を加え、社会経済情勢 の推移に適合するよう修正することができるものとする。
- 2 基本構想は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化等、特別な理由のない限り変 更することはできない。

(基本計画の策定)

- **第5条** 基本計画は、基本構想に基づき、5年の計画を策定し、5年を経過するごとに検討を加え、 新たに基本構想に基づく5年の計画を策定するものとする。
- 2 基本計画は、前項の場合のほか、基本構想の変更又は特別な理由のない限り、5年間の中途で 変更することはできない。

(実施計画の策定)

- **第6条** 実施計画の期間は、3年とし、1年を経過するごとに検討を加えて修正し、さらに3年の計画を策定するものとする。
- 2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、変更することができない。
 - (1) 前項の規定により変更するとき。
 - (2) 基本構想及び基本計画が変更されたとき。
 - (3) 国又は都などの計画により著しく事務事業量の増減が生じたとき。

- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長がとくに必要があると認めたとき。

(検討組織)

- 第7条 基本構想について、調査検討するため、基本構想検討委員会を設置する。
- 2 基本計画について、調査検討し、各部門間の連絡調整を図るため、基本計画企画会議を設置する。

(関係資料の送付)

- **第8条** 政策経営課は、事務事業の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときはすみ やかに関係課に送付するものとする。
- 2 各課は、総合基本計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、すみやかに政策経営課に送付するものとする。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は市長が別に定める。

国立市基本計画企画会議規程

昭和44年9月17日訓令(甲)第11号

(目的)

第1条 この規程は、国立市総合基本計画に関する規則(昭和44年9月国立市規則第13号)第7条 第2項に規定する基本計画企画会議(以下「企画会議」という。)について必要な事項を定める ことを目的とする。

(任務)

- 第2条 企画会議は、次の事項を計画および審議する。
 - (1) 基本計画の調査計画に関すること。
 - (2) 基本計画の原案について各部門間の連絡調整を図ること。
 - (3) 基本計画の変更に関すること。

(企画委員)

- 第3条 企画委員は65人以内をもつて組織する。
- 2 企画委員は、本市職員の中から市長が任命する。

(企画委員長)

- 第4条 企画委員長(以下「委員長」という。)は、副市長をもつてあて会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、企画部長である企画委員がその職務を代理する。

(企画会議)

第5条 企画会議は、必要に応じ委員長が企画委員を招集して行なう。



- 2 企画委員に事故があるときは、当該企画委員が指名する関係課職員が、その職務を代理することができる。
- 3 企画会議に分科会議を置く。
- 4 分科会議は、別表に定める事項について、調査、計画を行ない、あわせて各部門間の連絡調整を行なう。

(庶務)

第6条 企画会議の庶務は、企画部政策経営課において行なう。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は委員長が定める。

別表

分科会議	規程第5条第4項に関する事項		
「ひとを育てる・守る」分科会議	教育、子育ち・子育て、福祉、文化		
「ひとが生きる・暮らす」分科会議	生活、健康、平和と人権		
「まちをつかう」分科会議	産業、道路、環境、公共施設、防災		
「まちをつくる」分科会議	景観、自然、都市環境		
「推進体制」分科会議	情報保護・共有、市民参加、行財政運営		

国立市総合基本計画 第四期基本構想 第2次基本計画

発 行 2011(平成23)年8月

発行者 国立市

編集国立市企画部政策経営課

住 所 〒186-8501

東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

電 話 042-576-2111 (代表)

FAX 042-576-0264

メール sec_seisakukeiei@city.kunitachi.tokyo.jp

印 刷 社会福祉法人 東京コロニー 東村山印刷所













